

市民部の概要

(令和元年度(2019年度)版)

函館市市民部

目 次

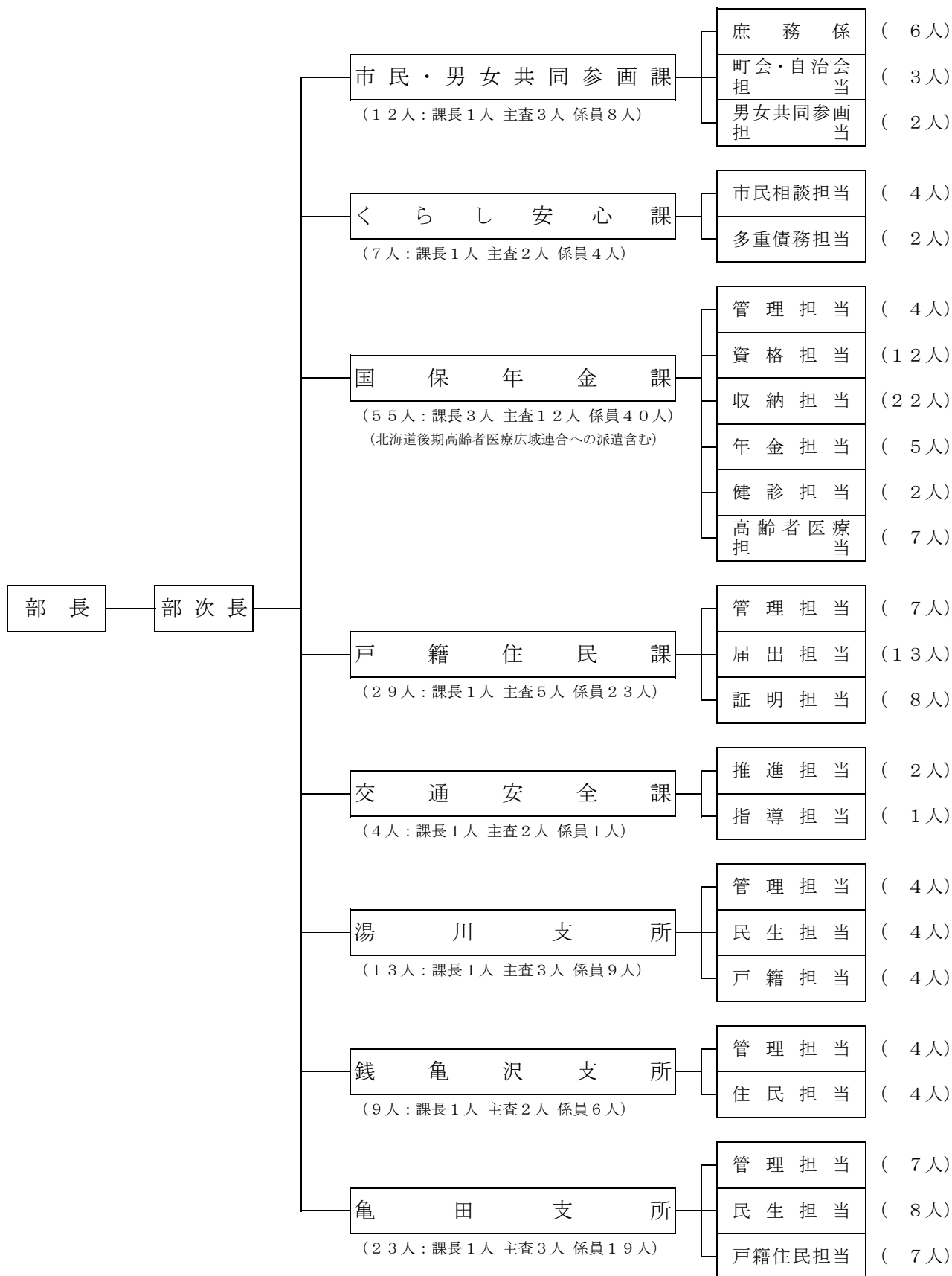
§ 1	市民部の機構と事務	
1	機構	1
2	事務分掌	2
§ 2	市民部関係予算	
1	一般会計	7
2	特別会計	8
§ 3	市民生活	
1	市民相談の概要	
(1)	一般・行政相談	11
(2)	市民特別相談	13
(3)	犯罪被害者の相談	15
2	多重債務相談の概要	
(1)	本市の多重債務相談の特色	15
(2)	多重債務問題の未然防止	15
3	消費者行政の概要	
(1)	消費生活センター	17
(2)	消費者意識向上啓発事業	19
(3)	製品表示等に関する立入検査業務	19
(4)	石油製品小売価格調査	19
4	市民生活推進	
(1)	町会組織	20
(2)	認可地縁団体	20
(3)	町会交付金	20
(4)	町会会館建設費補助金	21
(5)	町会備品設備整備費補助金	21
(6)	街路灯設置および電灯料補助金	21
(7)	地域安全安心促進交付金	22
(8)	函館市地区・方面別町会名	23
5	人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）	24
§ 4	男女共同参画	
1	男女共同参画に関する施策の概要	
(1)	函館市男女共同参画推進条例の制定	25
(2)	男女共同参画審議会	25
(3)	男女共同参画苦情処理制度	26
(4)	主な事業の概要	26

(5) 女性団体への運営補助	-----	28
(6) 函館市女性センターにおける施策の推進	-----	28
§ 5	国民健康保険事業（別掲こくほはこだて参照）	
§ 6	国民年金事業	
1	国民年金事業の概要	
(1)	国民年金の被保険者	----- 29
(2)	国民年金の保険料	----- 30
(3)	国民年金の給付	----- 31
(4)	福祉年金	----- 34
2	国民年金事業の実施状況	----- 35
§ 7	後期高齢者医療事業	
1	後期高齢者医療事業の概要	
(1)	後期高齢者医療制度について	----- 37
(2)	当市の被保険者数の推移（各年度末）	----- 37
2	後期高齢者医療制度の主な内容	
(1)	対象者	----- 38
(2)	受けられる給付	----- 38
(3)	一部負担金	----- 38
(4)	高額療養費支給制度と自己負担限度額	----- 39
(5)	低所得者への軽減措置	----- 39
(6)	現役並み所得者の高額療養費の適用について	----- 40
§ 8	戸籍業務	
1	戸籍業務の概要	----- 41
2	電話予約による住民票の写し等の交付	----- 48
3	住民基本台帳ネットワークシステム	----- 49
4	公的個人認証サービス	----- 50
§ 9	住居表示整備事業	
1	住居表示整備事業の概要	
(1)	住居表示整備事業	----- 51
(2)	旧町名保存継承記念碑設置事業	----- 51
(3)	街区および住居表示板整備事業	----- 52
2	函館市住居表示審議会	----- 54
§ 10	交通安全対策事業	
1	交通安全対策事業の概要	
(1)	交通安全運動の推進	----- 55
(2)	交通指導員制度	----- 56
(3)	幼児交通安全クラブ	----- 56
(4)	スクールゾーン・幼児ゾーンの設定	----- 56

(5) 梁川公園内交通公園	57
(6) 市内交通事故の状況	58
2 函館市交通安全対策会議	59
3 函館市違法駐車等防止条例の制定	61
4 函館市交通安全条例の制定	63
§ 11 湯川支所	
1 概況	65
2 窓口業務受付状況	66
(1) 管理担当	67
(2) 民生担当	69
(3) 戸籍住民担当	70
§ 12 銭亀沢支所	
1 概況	72
2 窓口業務受付状況	73
(1) 管理担当	74
(2) 住民担当	76
§ 13 亀田支所	
1 概況	80
2 窓口業務受付状況	81
(1) 管理担当	82
(2) 民生担当	84
(3) 戸籍住民担当	85

§ 1 市民部の機構と事務

1 機構 (平成31年(2019年)4月1日現在)



区分	部長	次長	課長	主査	係員	計
人員	1	1	10	32	110	154

2 事務分掌

[平成31年4月1日現在]

市民・男女共同参画課

- (1) 町会等の住民自治組織に関すること。
- (2) 市民憲章に関すること。
- (3) 自衛官および自衛官候補生の募集事務に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進および調整に関すること。
- (5) 男女共同参画苦情処理委員に関すること。
- (6) 男女共同参画審議会に関すること。
- (7) 女性センターに関すること。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

くらし安心課

- (1) 多重債務に関すること。
- (2) 市民の相談に関すること。
- (3) 市民特別相談に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 消費生活センターに関すること。

国保年金課

- (1) 国民健康保険事業運営安定化の総合的計画の作成等に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る報告等に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 保険給付等に関すること。
- (5) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (6) 診療報酬明細書に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (8) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (9) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (11) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。
- (12) 滞納処分に関すること。

- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 特定健康診査に関すること。
- (15) 国民年金の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (16) 国民年金保険料の免除に関すること。
- (17) 国民年金の給付に関すること。

戸籍住民課

- (1) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (2) 戸籍および住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (3) 戸籍および住民基本台帳等の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 中長期在留者に係る住居地の届出および特別永住者に係る特別永住許可等に関すること。
- (5) 個人番号の指定および通知に関すること。
- (6) 個人番号カードに関すること。
- (7) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (8) 身分証明等に関すること。
- (9) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (10) 火葬，埋葬等の許可に関すること。
- (11) 住民実態調査に関すること。
- (12) 人口移動統計に関すること。
- (13) 人口動態調査に関すること。
- (14) がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票に関すること。
- (15) 住居表示に関すること。
- (16) 住居表示審議会に関すること。
- (17) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (18) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (19) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。

交通安全課

- (1) 交通安全対策の推進および連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全対策会議に関すること。

湯川支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他湯川支所が所掌する事務

銭亀沢支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。

- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関する事。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関する事。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関する事。
- (8) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (9) 旧軍人等の恩給に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (10) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (11) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関する事。
- (12) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関する事。
- (13) 福祉事務所湯川福祉課との連絡その他社会福祉に関する事。
- (14) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (15) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (16) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (17) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (18) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関する事。
- (19) 住民基本台帳の記録および整備に関する事。
- (20) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関する事。
- (21) 個人番号の指定に関する事(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)
- (22) 個人番号の通知に関する事(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (23) 個人番号カードに関する事(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (24) 印鑑の登録および証明に関する事。
- (25) 身分証明等に関する事。
- (26) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関する事。
- (27) 火葬、埋葬等の許可に関する事。
- (28) 住居表示の証明に関する事。
- (29) 母子健康手帳の交付に関する事。
- (30) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関する事。
- (31) 市税に係る諸証明および相談に関する事。
- (32) その他銭亀沢支所が所掌する事務

亀田支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他亀田支所が所掌する事務

§ 2 市民部関係予算

1 一般会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和元年度当初	平成30年度当初	差引増減
使用料及び手数料	116,988	120,243	△ 3,255
行政財産使用料	1,840	2,206	△ 366
女性センター使用料	50	50	0
公園使用料	4,087	4,087	0
戸籍手数料	111,010	113,898	△ 2,888
証明等手数料	1	2	△ 1
国庫支出金	431,073	443,308	△ 12,235
国民健康保険基盤安定等負担金	311,646	280,102	31,544
社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金	67,527	63,283	4,244
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	48,505	△ 48,505
自衛官募集事務委託金	254	270	△ 16
中長期在留者居住地届出等事務委託金	580	408	172
人口動態調査委託金	247	256	△ 9
国民年金事務委託金	50,281	50,175	106
年金生活者支援給付金事務委託金	538	309	229
道 支出金	1,828,924	1,798,941	29,983
国民健康保険基盤安定等負担金	1,096,130	1,051,174	44,956
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	723,314	738,122	△ 14,808
消費者行政推進事業費補助金	8,880	8,945	△ 65
地域人権啓発活動活性化事業委託金	600	700	△ 100
財産収入	1,017	6,726	△ 5,709
繰入金	0	300	△ 300
地域振興基金繰入金	0	300	△ 300
諸 収入	5,569	19,935	△ 14,366
私用電話料	1	1	0
消費生活相談業務負担金	2,917	2,863	54
コミュニティ事業助成金	1,500	15,900	△ 14,400
その他の雑入	1,151	1,171	△ 20
市 債	11,900	14,400	△ 2,500
町会会館建設費補助事業債	11,900	14,400	△ 2,500
歳入合計	2,395,471	2,403,853	△ 8,382

【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和元年度当初	平成30年度当初	差引増減
総 務 費	486,157	568,374	△ 82,217
一般管理費	6,427	7,176	△ 749
市民生活推進費	251,437	288,026	△ 36,589
男女共同参画推進費	27,325	27,537	△ 212
交通安全対策費	21,666	22,962	△ 1,296
湯川支所費	18,604	15,492	3,112
銭亀沢支所費	11,504	8,940	2,564
亀田支所費	21,172	20,717	455
戸籍住民基本台帳費	128,022	177,524	△ 49,502
民生費	6,842	5,249	1,593
国民年金費	6,842	5,249	1,593
衛生費	3,631,763	3,515,419	116,344
後期高齢者医療事業費	3,631,763	3,515,419	116,344
歳出合計	4,124,762	4,089,042	35,720

2 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和元年度当初	平成30年度当初	差引増減
国民健康保険料	4,450,808	4,594,105	△ 143,297
一般被保険者国民健康保険料	4,447,803	4,550,056	△ 102,253
医療給付費分現年賦課分	3,047,089	3,059,653	△ 12,564
後期高齢者支援金等分現年賦課分	948,793	1,010,175	△ 61,382
介護納付金分現年賦課分	301,267	336,920	△ 35,653
医療給付費分滞納繰越分	99,529	91,756	7,773
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	33,706	36,698	△ 2,992
介護納付金分滞納繰越分	17,419	14,854	2,565
退職被保険者等国民健康保険料	3,005	44,049	△ 41,044
医療給付費分現年賦課分	1,189	31,268	△ 30,079
後期高齢者支援金等分現年賦課分	191	10,057	△ 9,866
介護納付金分現年賦課分	762	1,161	△ 399
医療給付費分滞納繰越分	476	919	△ 443
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	173	386	△ 213
介護納付金分滞納繰越分	214	258	△ 44
使用料及び手数料	1	1	0
督促手数料	1	1	0
国庫支出金	200	0	200
災害臨時特例補助金	200	0	200
道支出金	21,024,513	22,130,911	△ 1,106,398
保険給付費等交付金(普通交付金)	20,631,464	21,695,323	△ 1,063,859
保険給付費等交付金(特別交付金)	391,143	433,447	△ 42,304
健康増進事業費補助金	1,906	2,141	△ 235
繰入金	2,899,000	2,815,000	84,000
繰越金	1	1	0
諸収入	16,315	25,426	△ 9,111
一般被保険者延滞金	6,000	6,000	0
退職被保険者等延滞金	10	10	0
一般被保険者第三者納付金	6,000	15,000	△ 9,000
退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	0
一般被保険者返納金	2,900	2,300	600
退職被保険者等返納金	100	100	0
医療給付金等収入	1	700	△ 699
雑収入	304	316	△ 12
歳入合計	28,390,838	29,565,444	△ 1,174,606

【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和元年度当初	平成30年度当初	差引増減
総務費	194,238	179,508	14,730
一般管理費	68,334	71,133	△ 2,799
賦課徴収費	44,785	36,222	8,563
特別対策事業費	81,119	72,153	8,966
保険給付費	20,631,464	21,695,323	△ 1,063,859
療養給付費	17,613,248	18,884,596	△ 1,271,348
療養費	145,231	158,883	△ 13,652
審査支払委託費	50,277	53,065	△ 2,788
高額療養費	2,725,808	2,487,082	238,726
高額介護合算療養費	2,800	2,800	0
移送費	1,600	1,600	0
出産育児一時金	78,580	92,867	△ 14,287
葬祭費	13,920	14,430	△ 510
国民健康保険事業費納付金	6,981,076	7,102,377	△ 121,301
医療給付費分	5,143,495	5,165,703	△ 22,208
後期高齢者支援金等分	1,395,035	1,462,041	△ 67,006
介護納付金分	442,546	474,633	△ 32,087
共同事業拠出金	9	9	0
共同事業拠出金	9	9	0
保健事業費	180,804	176,753	4,051
特定健康診査等事業費	160,808	156,769	4,039
保健衛生普及費	19,996	19,984	12
諸支出金	16,487	20,421	△ 3,934
過年度支出金	1	1	0
一般被保険者保険料還付金	15,000	18,000	△ 3,000
退職被保険者等保険料還付金	476	1,000	△ 524
還付加算金	1,010	1,420	△ 410
職員費	376,760	389,234	△ 12,474
一般部局職員費	376,760	389,234	△ 12,474
予備費	10,000	1,819	8,181
歳出合計	28,390,838	29,565,444	△ 1,174,606

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和元年度当初	平成30年度当初	差引増減
後期高齢者医療保険料	2,912,721	2,981,039	△ 68,318
後期高齢者医療保険料	2,912,721	2,981,039	△ 68,318
使用料及び手数料	1	1	0
督促手数料	1	1	0
国庫支出金	0	3,865	△ 3,865
道支出金	1,168	1,204	△ 36
広域連合支出金	1,207	1,030	177
繰入金	1,161,000	1,202,000	△ 41,000
繰越金	1	1	0
諸収入	91,124	88,060	3,064
延滞金	1	1	0
後期高齢者医療広域連合受託事業収入	70,577	63,200	7,377
償還金及び還付加算金	10,500	10,500	0
雑入	10,046	14,359	△ 4,313
歳入合計	4,167,222	4,277,200	△ 109,978

【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和元年度当初	平成30年度当初	差引増減
総務費	37,905	40,741	△ 2,836
一般管理費	6,400	9,934	△ 3,534
徴収費	31,505	30,807	698
保健事業費	89,262	79,980	9,282
健康診査事業費	89,262	79,980	9,282
後期高齢者医療広域連合納付金	3,968,677	4,085,092	△ 116,415
諸支出金	10,500	10,500	0
過年度支出金	10,000	10,000	0
還付加算金	500	500	0
職員費	59,878	59,887	△ 9
予備費	1,000	1,000	0
歳出合計	4,167,222	4,277,200	△ 109,978

§ 3 市民生活

1 市民相談の概要

(1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「暮らし安心課」の新設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、暮らしに関する総合的な相談窓口として「暮らし安心110番(21-3110・さあひやくとうぼん)」を開設しました。

「暮らし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取し確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げるよう努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

市民相談の平成30年度の相談件数は、2,521件となっており、電話による相談が2,078件、来庁による面談での相談が435件、Eメールでの相談が8件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が1,164件、行政相談が1,357件となっております。

平成30年度「暮らし安心110番」受付状況

相談の形態	件数	うち行政相談
来 庁	435件	233件
電 話	2,078件	1,121件
Eメール	8件	3件
文 書	0件	0件
計	2,521件	1,357件

くらし安心110番（一般・行政相談）（平成26～30年度）

（単位：件）

所 管 部 局 名		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
行 政 相 談	企 画 部	17	12	17	11	13
	総 務 部	45	24	14	16	36
	財 務 部	58	34	41	42	55
	競 輪 事 業 部	0	0	3	3	2
	市 民 部	420	398	257	375	351
	保 健 福 祉 部	272	259	276	208	231
	保 健 所	151	127	77	108	62
	子 ど も 未 来 部	38	20	21	15	22
	環 境 部	138	72	56	69	63
	経 済 部	7	14	3	6	6
	観 光 部	9	6	11	5	13
	農 林 水 産 部	9	12	8	15	5
	土 木 部	162	196	110	662	132
	都 市 建 設 部	155	96	98	105	65
	港 湾 空 港 部	2	2	0	0	0
	消 防 本 部	9	5	10	5	4
	教 育 委 員 会	10	21	11	8	14
	企 業 局（上下水道部）	15	19	17	12	15
	企 業 局（交通部）	9	8	8	9	6
	函 館 病 院	5	7	3	5	6
	そ の 他 部 局	6	9	7	12	6
	他 官 庁	164	210	342	362	250
行 政 相 談 計 （うち他部局と調整・回答）		1,701 (273)	1,551 (171)	1,390 (113)	2,053 (125)	1,357 (37)
一 般 相 談		1,672	1,596	1,338	1,155	1,164
合 計		3,373	3,147	2,728	3,208	2,521

(2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となっており相談項目によって曜日等が異なっています。

令和元年度 市民特別相談開設状況 (本庁舎)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	毎週 水, 金曜日	13:00 ~ 15:00	函館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題 (交通事故・医療事故, 事業経営に関する相談を除く)
登記全般	第2, 3, 4 木曜日	13:00 ~ 15:00	函館 司法書士会	相続・贈与の手続き, 不動産等の登記・供託の手続き等
くらしの 法律手続	第1火曜日	13:00 ~ 15:00	北海道 行政書士会 函館支部	契約書・相続等に関する書類の作成 方法, 官公署等に提出する申請書の作成方 法
土地・家屋	1月~6月 第2, 4木曜日 7月~12月 第2木曜日	10:00 ~ 12:00	北海道 不動産 鑑定士協会	土地・建物等の価格, 賃貸借料・権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
困りごと 心配ごと	第1, 3火曜日	9:30 ~ 11:30	函館人権 擁護委員 協議会	夫婦や親子関係のもめごと, 職場や学校でのいじめ, 家庭内暴力, 隣近所のいやがらせ, 不当な差別等

(亀田支所)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	第1, 3火曜日 (4月のみ 第2, 3火曜日)	13:00 ~ 15:00	函館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題 (交通事故・医療事 故, 事業経営に関する相談を除く)

市民特別相談内容別件数の推移（平成26～30年度）

（単位：件）

相談区分	相談内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法律	相続，遺言，贈与	117	109	126	137	162
	貸金取り立て，借金返済	64	49	48	32	38
	慰謝料，損害賠償	46	40	46	25	31
	保証人に関すること	14	11	7	7	5
	土地家屋に関すること	128	91	96	42	58
	交通事故に関すること	5	3			
	離婚問題に関すること	124	119	122	111	98
	契約に関すること	31	36	25	50	52
	労働問題に関すること	7	6	3	2	2
	その他	83	76	72	79	79
	計	619	540	545	485	525
登記全般	土地家屋の名義変更に関すること	20	20	19	15	26
	相続に関すること	62	60	36	65	42
	その他	14	13	11	11	7
	計	96	93	66	91	75
くらしの法律手続	行政事務手続に関すること	4	3	2	1	
	その他	16	6	8	1	3
	計	20	9	10	2	3
土地・家屋	家賃，地代金に関すること	18	5	9	4	4
	土地家屋の売買に関すること	22	14	19	14	22
	立ち退き，明け渡しに関すること	2	1	1	1	2
	賃貸借契約に関すること	11	10	6	2	
	権利金，敷金に関すること	1				
	境界に関すること	3				
	その他	7	3		3	1
	計	64	33	35	24	29
困りごと 心配ごと	学校や職場でのいじめ	1				1
	家庭内暴力やもめごと	4	4	2	1	5
	隣近所のいやがらせ	5		4	2	5
	離婚に関すること	6	3	2		3
	子供の親権，教育	1				
	騒音等生活権の侵害	1	1			
	その他	3	2	2	4	8
	計	21	10	10	7	22
	合計	820	685	666	609	654

(3) 犯罪被害者の相談

犯罪被害者の相談では、被害にあわれた市民・家族から「どこに相談したらいいのかわからない」、「これからどうしたらいいのかわからない」等の相談や問い合わせに対して、内容を聴取し、担当課や専門の機関等を紹介しています。

2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金（多重債務）に関する相談が急激に増加し、また、借金（多重債務）問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

(1) 本市の多重債務相談の特色

ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金（多重債務）問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口へ誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築しています。

イ 法律専門家への同行

借金（多重債務）問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相 談 人 数	277 人	224 人	249 人	231 人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	45 人	27 人	66 人	85 人

(2) 多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考えのもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

平成30年度出前講座開催実績

実施日	実施機関	対象	受講者数
H30. 6. 25	F P 協会道南支部 函館スタディーグループ	F P 協会会員	18 人
H30. 6. 27	函館大学	1 年生	91 人
H30. 11. 14	函館大学附属有斗高等学校	3 年生	129 人
H30. 12. 1	遺愛女子高等学校	3 年生	108 人
H30. 12. 7	函館工業高等学校	定時制 4 年生	7 人
H31. 1. 23	函館白百合学園高等学校	3 年生	106 人
H31. 3. 7	市立臼尻中学校	3 年生	7 人
H31. 3. 8	市立恵山中学校	3 年生	17 人
H31. 3. 12	市立尾札部中学校	3 年生	17 人
H31. 3. 26	商工会議所・法人会共催 新入社員セミナー	新入社員	141 人
		計	641 人

3 消費者行政の概要

(1) 消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。

なお、平成24年度から広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等に関して渡島管内の10市町と連携を行っています。

ア 消費生活センターの概要

(ア) 施設の概要

- a 位 置 函館市若松町16番8号 函館駅前ビル5階
- b 面 積 84.98㎡

(イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

(ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者
(平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月～ 指定管理者
(平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)
※ 平成24年12月から法人格を取得
特定非営利活動法人 函館消費者協会
- ・ 平成29年4月～ 指定管理者
(平成29年4月～平成34年3月
特定非営利活動法人 函館消費者協会)

平成30年度 消費生活センター商品別・内容別相談受付件数

(単位: 件)

内容別分類項目 商品別分類項目	受付		内容別相談件数														計
	受付件数	うち苦情件数	安全衛生01	品質・機能・役用品質02	法規・基準03	価格・料金04	計量05	表示・広告06	販売方法07	契約・解約08	接客対応09	包装・容器10	施設・設備11	買物相談12	生活知識13	その他14	
A 商品一般	265	261						4	65	240	7					3	319
B 食料品	130	122	5	14		7	2	13	92	91	16	1				1	242
C 住居品	53	50	2	23	1	8		4	25	30	12					2	107
D 光熱水品	20	18		1	1	8			9	9	2						30
E 被服品	56	56		9		3		7	40	41	8						108
F 保健衛生品	61	56	1	6		6		6	44	41	12					1	117
G 教養娯楽品	129	122	1	15	2	6		14	86	87	22	1		1	2	2	239
H 車両・乗り物	49	44	1	13	1	7		1	19	38	12						92
I 土地・建物・設備	30	28		10		7		2	18	19	10					1	67
J 他の商品	0	0															0
商品計(A~J)	793	757	10	91	5	52	2	51	398	596	101	2	0	1	2	10	1,321
K クリーニング	7	7		5					1	3	5						14
L レンタル・リース・賃貸	95	85	1	14	3	38			20	65	11					3	155
M 工事・建築・加工	32	31	1	11	1	9	1		9	19	8						59
N 修理・補修	15	15		4		7		1	6	7	2						27
O 管理・保管	1	1								1							1
P 役務一般	1	1							1	1							2
Q 金融・保険サービス	104	89			1	11		4	40	81	17					3	157
R 運輸・通信サービス	457	446		5	3	44		28	370	323	49						822
S 教育サービス	8	8							6	6	1						13
T 教養・娯楽サービス	35	33	1	3	1	2		2	20	28	6					1	64
U 保健・福祉サービス	43	30	4	9	1	8		1	11	21	12					8	75
V 他の役務	43	39	1	1		9		4	18	29	6					2	70
W 内職・副業・相場	3	2						1	2	2	1					1	7
X 他の行政サービス	8	4			2					2	1					3	8
役務計(K~X)	852	791	8	52	12	128	1	41	504	588	119	0	0	0	0	21	1,474
Z 他の相談	57	1															
総件数	1,702	1,549	18	143	17	180	3	92	902	1,184	220	2	0	1	2	31	2,795

※内容別相談件数は、1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

(2) 消費者意識向上啓発事業

ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共催で街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

(3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）および家庭用品品質表示法に基づき、製品に適合した表示が付されているか、無表示となっていないか、あるいは特定の製品を販売するにあたって、所定の説明義務などが果たされているか、これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

立入検査実施状況

区分	H28年度	H29年度	H30年度
立入店舗数	41店	39店	30店
検査商品点数	588点	865点	182点

(4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

ア 調査の概要

(ア) 調査日	毎月12日
(イ) 調査品目	家庭用灯油（1リットル・ホームタンク配達価格） プロパンガス（5立米／10立米・基本料金を含む） 軽油（1リットル・店頭価格，セルフを除く） A重油（1リットル・ローリー配達価格） レギュラーガソリン（1リットル・店頭価格，セルフを除く）
(ウ) 調査店	販売店30店
(エ) 調査方法	電話による聞き取り調査

4 市民生活推進

(1) 町会組織

町会や自治会等地域住民が組織する団体（以下「町会等」という。）では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯，交通安全，防災，青少年の健全育成などの諸問題に対し，積極的な取り組みを行っています。

(2) 認可地縁団体

町会等における不動産登記等財産上の諸問題を解決するため，地方自治法第260条の2の定めにより，一定要件を満たす町会等は市町村の認可により法人格を取得することができます。本市では令和元年6月末現在，70の町会等が「認可地縁団体」となっています。

(3) 町会交付金

町会等の運営は，会員の会費を主財源に運営していますが，市は町会活動のより一層の促進と活性化を図るため，交付金を交付しています。

町会交付金の推移

（単位：団体，千円）

年度	団体数	交付金額	備 考
H28	182	69,659	(交付基準) 世帯割 1世帯 370円 組織割 1町会 18,200円～108,900円
H29	181	69,383	
H30	180	69,122	

(4) 町会会館建設費補助金

町会等が、自主的活動に資するため会館を建設（新築・増改築および建物の取得）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費補助金の推移 (単位：団体，千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
H28	9	27,759	(補助基準) 工事費の2分の1以内とし、限度額1,000万円。 バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合にはさらに100万円が上乘せされます。
H29	4	6,525	
H30	11	19,303	

(5) 町会備品設備整備費補助金

町会等が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移 (単位：団体，千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
H28	11	1,838	(補助基準) 事業費の2分の1以内とし、限度額50万円
H29	15	2,954	
H30	9	1,981	

(6) 街路灯設置および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置する団体、個人に対し、設置工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置および電灯料補助金の推移 (単位：灯，千円)

年度	設置費補助		電灯料補助		備 考
	灯数	補助金額	灯数	補助金額	
H28	2,686	83,170	22,959	76,280	(補助基準) ○街路灯設置 工事額の8/10(LED灯については8.5/10)と補助限度額のいずれか少ない方の額 ○電灯料 8/10
H29	2,675	83,136	22,958	74,659	
H30	1,881	59,148	22,998	73,607	

(7) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果のある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け、車両に整備し防犯パトロールを実施する場合に、1台につき年額5千円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：団体、台、千円)

年度	団体数	台数	交付金額	備考
H28	37	66	330	(交付基準) 青色回転灯装備車 1台 5,000円
H29	37	66	330	
H30	37	62	310	

(8) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

令和元年6月末日現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部 地区	1	7	入舟町会, 船見町第一町会 第二船見町会, 弥生町会 天神町会, 弁天町会 大町町会	東 央 地 区	11	9	上湯川町会, 上湯川団地町会 旭岡町会, 西旭岡市営自治会 亀尾町会, 蛾眉野町会 西旭岡町会, 鱈川町会 ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会, 元町町会 青柳町会, ○谷地頭町会 住吉町会, 宝来町会 東川町会, 豊川町会		12	14	根崎町会, 高松町会 高松町親交会, 高根西部町会 空港団地町会, 志海苔町会 三協町会, 銭亀町会 望洋団地自治会, 新湊町会 古川町会 豊原町会 石崎町会 鶴野町会
	3	7	大手町会, 栄町会, 旭町会 東雲町会, 大森町会 松風町会, 若松町会				
	4	6	千歳町会, 新川町会 上新川町会, 海岸町内会 大縄町会, 松川町会				
中央 地区	5	12	万代町会, 北浜町会 港町会, 港町北部町会 追分町会, 亀田町民会 大川町会, 白鳥町会 田家町会, 八幡町会 宮前町会 道宮大川団地自治会	北 部 地 区	13	5	函館市桔梗町会, 桔梗北町会 桔梗西部町会, 石川町会 ○ききょうの里自治会
	6	10	中島町会, 千代台町会 堀川町会, 高盛町会 宇賀浦町会, 函館市日乃出町会 の場町会, 金堀広野町会 函館少年刑務所宿舎町会 日乃出改良団地自治会		14	5	亀田本町第一町会, 亀田本町第二町会 亀田本町第四町会, 亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
					15	3	昭和町会, 東富岡町会 函館市富岡町一丁目町会
					16	3	函館市赤川町会, 美原町会 北美原町会
	7	13	時任町会, 本町会, 梁川町会 杉並町会, 五稜郭町会 柳町会, 函館市松陰町会 人見町会, 人見南町会 乃木町会, 柏木町会 川原町親和会, 川原町会		17	4	中道一丁目町会, 函館市本通町会 南本通町会, 本通中央町会
					18	5	神山町会, 鍛冶町会 中道第二町会, 陣川あさひ町会 陣川みどり町会
	東 央 地 区	8	8		深堀町会, 深駒町会 ○深堀町稔ヶ丘団地自治会 駒場自治町会, 湯浜町会 広野北部町会, 駒場団地町会 東深堀町会	東 部 地 区	20
9		13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 湯川三丁目町会, 榎本町会 戸倉ヶ丘町会, 高丘町会 湯川温泉町会, 上野町会 香雪団地自治会, 高丘団地自治会 見晴町会, 鈴蘭丘町会, 滝晴町会	21	8		○日浦町内会, 尻岸内町内会, ○中浜町内会 女那川町内会, 日ノ浜町内会 古武井町内会, 恵山町内会, 御崎町内会
				22	3		榎法華町会 新浜町二町内会, 銚子町内会
10		14	花園町会, 函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会, 日吉町第六団地自治会 日吉町会, 日吉東部町会 日吉北栄会, 日吉北団地会 日吉四丁目町会, ○雇用促進自治会町会 日吉南団地自治会 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会, 日吉親互会	計	181		

※ 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は、函館市町会連合会の区分による。ただし、○印は町会連合会未加入団体

5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業（都道府県地域事業）を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

平成30年度 地域人権啓発活動活性化事業（事業費 700,000 円）

事業区分	事業内容
1 障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）体験教室	市内の中学生に障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）を体験してもらうことで、障がい者への理解を深め、人権意識の向上を図った。 実施日：H30.12.2 参加者数 31 人
2 人権の花運動	児童が互いに協力し合い、花を育てることにより、情操を豊かにし、命の大切さや相手に対する思いやりの心を身につけてもらうことを目的に、市内の小学校 8 校に花の苗、土、肥料、プランターを贈った。
3 市電ディスプレイ広告および無料貸切電車「人権号」の運行	モニター付き市電のディスプレイに「人権啓発強調週間」等の啓発項目を、年間に実施される期間ごとに効果的に放映した。 運行期間：H30.5.6～H30.6.5（1ヶ月間） H30.11.1～H30.12.31（2ヶ月間） 人権号に小中学生の人権ポスターコンテスト優秀作品を掲示したほか、同乗した人権擁護委員が車内放送で人権啓発や、啓発物の配布等を行った。 実施日：H30.12.9 乗車人数 108 人
4 チラシの配布	各種人権啓発行事や特設人権困りごと相談所の開設等に係るチラシを作成、市民に配布し、行事の周知を図った。

§ 4 男女共同参画

1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しずつ変化してきましたが、固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており、さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など、新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、平成20年には条例の基本理念を踏まえた第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を、平成30年3月には、それに次ぐ第3次基本計画を策定しました。

条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

(1) 函館市男女共同参画推進条例の制定（平成17年3月25日）

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 男女共同参画審議会（平成17年度～）

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて、良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

ア 組織および委員

- ・委員数 12人以内
- ・構成 (ア) 学識経験者
 - (イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
 - (ロ) 企業経営者
 - (ハ) 関係行政機関
 - (ニ) 公募委員

イ 委員名簿

(令和元年6月3日現在)

区 分	氏 名	所属団体または職業
学識経験者	西谷 さおり	函館市小学校長会
	塗 政 江	行政相談委員 (男女共同参画担当)
	荒木 知恵	函館弁護士会
	木村 育恵	北海道教育大学教育学部函館校
	池田 延己	北海道高等学校長協会道南支部
男女共同参画関係 団体からの推薦者	田 畠 裕子	連合北海道 函館地区連合会
	佐々木 香	函館市女性会議
企業経営者	田村 朋也	(公社)函館法人会 青年部会
	富田 秀嗣	函館商工会議所
関係行政機関	松本 伸	北海道渡島総合振興局
公募委員	川股 幸徳	-
	浜野 八重子	-

(敬称略)

(3) 男女共同参画苦情処理制度 (平成17年度～)

男女共同参画の推進の観点から、市が実施する施策等についての苦情の申し出とともに、性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め、解決へ向けて適切に対応することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

(4) 主な事業の概要

ア 啓発事業

(ア) はこだて男女共同参画フォーラム (平成元年度～)

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現をめざし、市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

平成30年度

講 師：名取 はにわ氏

(元内閣府男女共同参画局長・日本社会事業大学理事長)

テーマ：「男女共同参画ってなんだろう～誰もが生きやすい函館のまちづくりについて」

(イ) 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行（平成12年度～）

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

（平成30年度 Vol. 60・61 各5,000部発行）

※ 昭和47年度～「はこだての婦人」発行

※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

(ウ) 男女共同参画啓発誌の発行（平成13年度～）

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、小中学生向け啓発誌を作成します。

（平成30年度 小学生版2,900部、中学生版2,500部発行）

(エ) 事業者向け勉強会の開催（平成25年度～）

男女共同参画社会の実現を視野に入れた職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を推進することを目的として、市内事業所の経営者や人事担当者等を対象に、勉強会を行います。

平成30年度

講師：伊藤 輝美 氏（ito企画代表）

テーマ：「ワーク・ライフ・バランスと働き方改革」

(オ) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業の実施（平成30年度～）

男女共同参画社会の形成に必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣します。

平成30年度実施回数

企業 5社

高等教育機関等 3校

(カ) 性的少数者への理解の促進（平成30年度～）

LGBT（性的少数者）当事者が、ありのまま生きられるよう、偏見のない地域社会の実現を目指し、啓発パンフレットの作成により市民への啓発に努めています。

平成30年度3,000部発行

イ 政策や方針決定過程への女性の登用促進

女性人材リストの作成（平成25年度～）

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拓げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、庁内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

(5) 女性団体への運営補助

函館市女性会議補助金（昭和61年度～）

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として、補助金を交付しています。

（平成30年度 補助金20万円）

(6) 函館市女性センターにおける施策の推進

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

- ・平成18年度から指定管理者制度導入

（平成18年度～20年度 函館家庭生活カウンセラークラブ）

（平成21年度～23年度 につぼん生活文化楽会）

（平成24年度～28年度 につぼん生活文化楽会）

（平成29年度～33年度 につぼん生活文化楽会）

§ 5 国民健康保険事業

(別掲こくほはこだて参照)

§ 6 国民年金事業

1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、より良い制度にするための改正が繰り返されており、基礎年金番号制度の実施（平成8年度）、多段階免除の導入（平成18年度）、基礎年金の2分の1国庫負担の恒久化（平成26年度）や遺族基礎年金の父子家庭への支給（平成26年度）、また、平成31年4月からは次世代育成支援を目的とする産前産後期間の保険料免除制度も始まり、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指しています。

平成22年からは、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い、国民年金事業に取り組んでおり、少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

(1) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・60歳以上65歳未満の方
- ・60歳未満で老齢年金等の受給者
- ・昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満で日本国内に住んでいる方または海外在住の日本人（ただし、受給資格期間を満たすまで）

(2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。

また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・ 定額保険料 月額 16,410円 (平成31年度)
- ・ 付加保険料 月額 400円

① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度（全額・4分の3・半額・4分の1）、納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき
全額免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認されたとき
4分の3免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の1の保険料を納付したとき
半額免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、半額の保険料を納付したとき
4分の1免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の3の保険料を納付したとき
納付猶予	前年所得額が基準以下の40歳代の方で、申請して承認されたとき支払いが猶予されます。 (ただし、平成28年6月分までは、年齢が30歳未満の方が対象です。)
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請して承認されたとき後払いできます。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、厚生年金保険や共済組合の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

② 産前産後期間の免除（平成31年4月～）

国民年金第1号被保険者が出産する場合、出産の予定月（または出産月）の前月（多胎妊娠の場合は3カ月前）から出産予定月（または出産月）の翌々月までの期間に係る保険料の納付が全額免除されます。

産前産後免除期間は、国民年保険料納付済期間に算入され、付加保険料のみを納付することもできます。

(3) 国民年金の給付

① 基礎年金

ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間（加入可能年数）納めた方
780,100円（月額65,008円）
- ・免除や未納期間がある方

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^*}{\text{加入可能年数} (40年) \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数+一部免除月数×(1/2~5/6)+全額免除月数×1/3

<支給の繰り上げ、繰り下げ>

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和16年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.5%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	70.0 ～ 75.5%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ 該当なし）
61歳～61歳11月	76.0 ～ 81.5%	66歳～66歳11月	108.4～116.1%
62歳～62歳11月	82.0 ～ 87.5%	67歳～67歳11月	116.8～124.5%
63歳～63歳11月	88.0 ～ 93.5%	68歳～68歳11月	125.2～132.9%
64歳～64歳11月	94.0 ～ 99.5%	69歳～69歳11月	133.6～141.3%
65歳	100%	70歳	142%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

<付加年金>

付加保険料を納めた方に、老齢年金に加算して支給されます。

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

イ 障害基礎年金

<受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
 - (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1), (2)の場合とも障がいの状態が障害等級表の1級または2級であることが必要です。)

<納付要件>

保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までに加入期間の2/3以上あること（初診日が令和8年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。）

<年金額>

基本額 1級 975,125円（月額81,260円）
 2級 780,100円（月額65,008円）

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

1人目、2人目 各 224,500円
3人目以降 各 74,800円

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子（平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます）も対象とされています。

※ 特別障害給付金

<支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
 - (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- ((1), (2)に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方)

<支給額>

障害基礎年金1級に該当する方 月額 52,150円
障害基礎年金2級に該当する方 月額 41,720円

ウ 遺族基礎年金

<受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

<納付要件>

死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて、加入期間の2/3以上あること(令和8年3月31日以前に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています)

<年金額>

基本額		780,100円
加算額	子1人目, 2人目	224,500円
	子3人目以降	74,800円

(ア) 配偶者が受けるとき……基本額に子の加算を加えた額

(イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額

受給権のある子が1人……基本額

〃 2人以上……基本額に2人目以降の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額

② 国民年金の独自給付

ア 寡婦年金

<受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

<年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4です。

イ 死亡一時金

<受給要件>

3年以上、国民年金保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金 額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

※ 4分の1免除期間については3/4，半額免除期間については1/2，4分3免除期間については1/4に相当する月数

(4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月（改正法施行）から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

老齢福祉年金

<支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間（4年1月～7年1月）以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 399,700円（月額 33,308円）

2 国民年金事業の実施状況

加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
H26	269,628	38,057	754	17,629	56,440
H27	266,773	35,473	657	17,213	53,343
H28	263,706	32,823	571	16,529	49,923
H29	260,174	30,963	495	16,126	47,584
H30	256,772	29,539	491	15,472	45,502

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

収納の状況

(単位：月，%)

年 度	対象月数 A	収納月数 B	収納率 B/A
H26	247,537	137,020	55.4
H27	231,432	128,224	55.4
H28	207,034	120,053	58.0
H29	188,162	112,700	59.9
H30	178,002	109,734	61.7

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

免除者の状況

(単位：人，%)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
H26	5,796	15.2	14,584	38.4	20,380	53.6
H27	5,559	15.7	12,728	35.9	18,287	51.6
H28	5,356	16.3	12,465	38.0	17,821	54.3
H29	5,206	16.8	11,786	38.1	16,992	54.9
H30	5,109	17.3	11,197	37.9	16,306	55.2

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

老齢福祉年金受給権者の状況

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全部支給	0	0	0	0	0
一部支給	0	0	0	0	0
全部停止	4	4	4	4	1
計	4	4	4	4	1

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
老 齢 年 金	老齢基礎	71,645	74,208	76,213	79,933	81,421
	老齢（旧法）	2,253	1,927	1,647	1,387	1,164
	通算（旧法）	1,786	1,542	1,338	1,142	973
	計	75,684	77,677	79,198	82,462	83,558
障 害 年 金	障害基礎	5,563	5,596	5,423	5,685	5,753
	障害（旧法）	203	184	174	160	153
	計	5,766	5,780	5,597	5,845	5,906
遺 族 年 金	遺族基礎	529	473	385	423	418
	母子、準母子（旧法）	0	0	0	0	0
	遺児（旧法）	0	0	0	0	0
	寡婦年金	55	46	38	32	34
	計	584	519	423	455	452
合 計		82,034	83,976	85,218	88,762	89,916

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

§ 7 後期高齢者医療事業

1 後期高齢者医療事業の概要

(1) 後期高齢者医療制度について

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、それまでの老人保健制度にかわって、高齢社会に対応し、かつ高齢者世代と現役世代の負担が明確化され、公平でわかりやすい独立した医療保険制度として後期高齢者医療制度が、平成20年4月に創設されました。

なお、後期高齢者の医療にかかる費用は、医療機関等での被保険者自身が支払う窓口負担金を除き、約5割を税金（国，都道府県，市町村）で、約4割を若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割を高齢者の方の保険料でまかなわれ、国民みんなで支えあうしくみとなっています。

また、この制度は、道内すべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は、保険料徴収や窓口業務を行っております。

《参考》これまでの国の歩み

昭和48年 老人医療費の無料化（70歳～）

昭和58年 老人保健法の制定（老人保健制度の施行）

平成14年 老人保健制度の対象を段階的に引き上げ（70→75歳）

平成18年 健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められる

平成20年 後期高齢者医療制度が施行

(2) 本市の被保険者数の推移（各年度末）

平成26年度 40,932人

平成27年度 41,728人

平成28年度 42,710人

平成29年度 43,320人

平成30年度 43,759人

2 後期高齢者医療制度の主な内容

(1) 対象者

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から加入，手続きは必要ありません。）
- 65～74歳で一定の障がいのある方（任意加入，申請手続きが必要です。）
「一定の障がいのある方」とは…
 - ・国民年金などの障害年金1，2級を受給している方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1，2級に該当する方
 - ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部に該当する方
 - ・療育手帳A（重度）判定に該当する方

(2) 受けられる給付

医療機関等では一部負担金を支払い，医療の給付を受けることができます。
主な給付は，保険内の入院・通院・薬剤・訪問看護等の費用

※ 入院したときの食事代や保険が適用されない差額ベッド代など保険診療外経費は対象外
また，コルセットなどの補装具を購入した場合，料金をいったん全額お支払いいただきますが，申請により一部負担金を除いた分が支給されます。

(3) 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金（窓口負担）は，医療費の原則1割です。
ただし，現役並み所得者の方は，3割となります。

この割合は，前年の所得を基に判定し，8月から翌年7月までの間適用されます。

なお，同じ月に同一の医療機関等に支払う一部負担金は，自己負担限度額までとなっています（調剤薬局を除く。）。

※ 現役並み所得者とは

本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が145万円以上の方。
ただし，下記の要件(1)と(2)のどちらにも該当する場合は1割負担となります。

(1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯

(2) 同じ世帯の被保険者の「所得金額－基礎控除額（33万円）」の合計が210万円以下

なお，次の場合，市の窓口申請し，認定されると1割負担となります。

◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合

- ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき，または同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき

◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

(4) 高額療養費支給制度と自己負担限度額

1か月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、超えた分が後から高額療養費として支給されます。

- 複数の医療機関等を受診した場合、支払った一部負担金の合計額が限度額を超えたとき
- 入院を含む世帯の自己負担額の合計が世帯の限度額を超えたとき
(同じ世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は、合算になります。)

高額療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額療養費支給申請書」が送付されます。

申請は、初回のみでそれ以降に発生した高額療養費は、自動的に支給されます。

※ 領収書の提出の必要はありません。

※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表1 <自己負担限度額および標準負担額等>

所得区分		自己負担限度額		標準負担額 ※4		
				一般病床	療養病床 ※5	
		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯および個人)	食費 (1食当たり)	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
現役並み所得者	現役Ⅲ	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% ※1 (140,100円) ※2		460円 (260円) ※6	460円 (一部医療機関では420円)	370円
	現役Ⅱ	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% ※1 (93,000円) ※2				
	現役Ⅰ	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% ※1 (44,400円) ※2				
一般		18,000円 ※3	57,600円 (44,400円) ※2			
低所得者	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 (160円) ※7	210円	
	区分Ⅰ		15,000円	100円	130円	
	区分Ⅰ (老齢福祉年金受給者)				100円	

※1 医療費の総額が現役Ⅲは842,000円、現役Ⅱは558,000円、現役Ⅰは267,000円を超えた場合、超えた額の1%が加算されます。

※2 ()内は、過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

※3 1年間(8月から翌7月)の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

※4 入院したときには医療費の自己負担額のほかに、食費などの自己負担(標準負担額)がかかります。

※5 医療の必要性の高い方の食費は一般病床と同額になります。また都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方は居住費の負担はありません。

※6 ()内の260円は、都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方の標準負担額です。

※7 ()内の160円は、入院91日目以降の標準負担額です。

(5) 低所得者への軽減措置

住民税非課税世帯の方の自己負担額や食費が低くなる制度があります(表1参照)。医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額や標準負担額について、区分Ⅰ、

Ⅱの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります。

表2 <低所得区分と認定要件>

区分	認 定 要 件
区分Ⅱ	本人および同一世帯の方全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ	①本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、かつ、本人および同一世帯の方全員の所得額が一定の基準額以下であること ※一定の基準額：総所得金額・山林所得額等がすべて0円 ②本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者

(6) 現役並み所得者の高額療養費の適用について

現役並み所得者の方が医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額について、現役Ⅰ，Ⅱの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります（現役Ⅲの方は保険証のみで自動的に適用されます）。

表3 <現役区分と認定要件>

区分	認 定 要 件
現役Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ	住民税課税所得が380万円未満の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方で、保険証の負担割合が3割の方

§ 8 戶 籍 業 務

1 戸籍業務の概要

(1) 戸籍業務は、住民の社会生活に最も身近な戸籍、住民基本台帳、印鑑登録およびマイナンバー（個人番号）を中心に、市行政の一翼を担っています。

ア 戸籍制度

国民の出生から死亡に至るまでの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を明らかにし、これを公証する唯一の制度です。

平成31年3月末現在、本籍数143,065戸、本籍人口310,955人となっています。

イ 住民基本台帳制度

住民の届出によりその居住関係を記録し、これを公証する制度です。

選挙、国民健康保険、国民年金等、住民に関する事務の礎となっています。

ウ 印鑑登録制度

住民基本台帳を基に個人の印鑑を登録し、住民の不動産登記、自動車の登録、公正証書の作成等、権利義務の発生、変更等に広く利用されている制度です。

本市では、登録証明事務の事故防止に万全の注意を払い、市民の財産や権利の保護に努めています。

エ マイナンバー（個人番号）制度

住民票を有する方（外国人含む）に1人1つの番号（12桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理し、透明性・利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。

本市では、マイナンバー（個人番号）を住民に確実に通知し、また、マイナンバー（個人番号）カードを申請された方への迅速な交付に努めています。

(2) 函館市の人口

戦時中は一時20万人を割ったものの、昭和41年に銭亀沢村、昭和48年に亀田市、平成16年12月には戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町と合併し、平成31年3月末現在で141,807世帯、256,772人となっています。

また、国際交流の活発化に伴い、函館市に居住する外国人も増加し、平成31年3月末現在の外国人人口数は898世帯（複数国籍世帯を含む）、1,006人に達しています。

(3) 事務処理の効率化

平成元年2月13日から住民基本台帳・印鑑登録等の住民記録をオンライン化し、住民サービスの向上、事務の効率化に取り組んできましたが、平成19年3月3日には、戸籍事務電算処理システムの導入により、戸籍関係のサービスを大幅に改善するなど、各種証明書発行事務、諸届書の処理事務の効率化に努めています。

住民基本台帳の世帯数と人口

(各年度末現在)

年 度	世帯数		住民基本台帳人口				
		前年比 (%)	男	女	計	前年比 (%)	
H26	143,206	99.9	122,738	146,890	269,628	98.9	
H27	143,210	100.0	121,345	145,428	266,773	98.9	
H28	142,974	99.8	119,961	143,745	263,706	98.9	
H29	142,389	99.6	118,209	141,965	260,174	98.7	
H30	141,807	99.6	116,771	140,001	256,772	98.7	
内 訳	本 庁	46,126	99.1	34,584	42,957	77,541	98.2
	湯 川	26,020	99.6	20,523	25,535	46,058	98.6
	銭 亀 沢	3,537	100.5	3,073	3,594	6,667	98.2
	亀 田	60,348	100.0	53,139	61,924	115,063	99.2
	戸 井	1,335	98.5	1,200	1,397	2,597	97.1
	恵 山	1,550	99.0	1,402	1,512	2,914	98.1
	榎 法 華	450	98.9	417	471	888	96.9
	南 茅 部	2,441	98.6	2,433	2,611	5,044	97.0

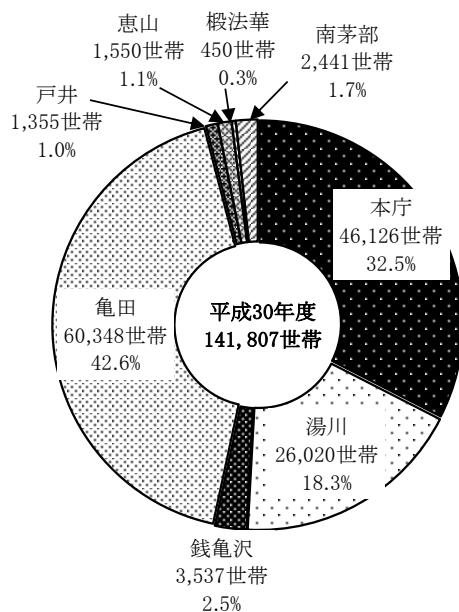
※平成24年7月より外国人住民の人口と世帯数が住民基本台帳に含まれています。

本籍数と本籍人口

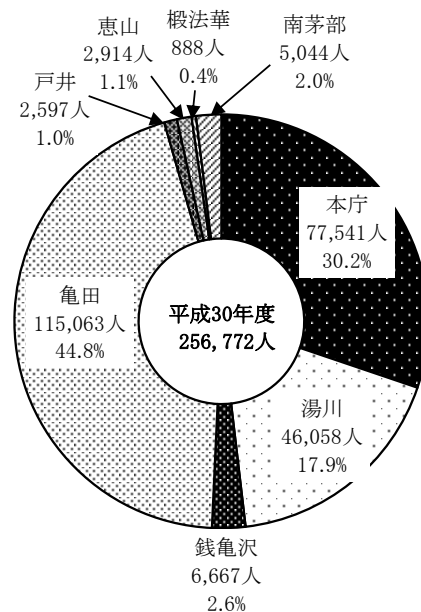
(各年度末現在)

年 度	本籍数		本籍人口	
		前年比 (%)		前年比 (%)
H26	147,243	99.4	326,926	98.9
H27	146,346	99.4	323,102	98.8
H28	145,370	99.3	319,113	98.8
H29	144,329	99.3	315,096	98.7
H30	143,065	99.1	310,955	98.7

住民基本台帳の世帯数



住民基本台帳の人口



外国人住民人口と世帯数（複数国籍世帯を含む）

(各年度末現在)(単位:人,世帯)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 員	男	283	312	313	322	365
	女	475	496	533	568	641
	計	758	808	846	890	1,006
世 帯 数		626	689	740	779	898

※ 平成23年までは外国人登録人口と世帯数

住民基本台帳処理件数

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
職 権 記 載 ・ 消 除 等	出 生	1,554	1,576	1,387	1,333	1,365
	死 亡	3,491	3,496	3,389	3,522	3,636
	職権記載	2	2	0	1	1
	職権消除	88	29	43	44	33
	職権修正	1,812	1,282	880	878	834
	そ の 他	4,280	4,109	3,891	3,807	3,574
	通 知 書	8,782	7,808	7,574	7,511	7,571
届 出 記 載	転 入	7,258	7,477	7,233	7,043	6,975
	転 出	7,986	8,193	7,906	7,863	7,799
	転 居	9,381	9,347	8,885	8,422	8,473
	世帯変更	3,041	3,053	2,936	2,859	2,881
	法第30条の47	4	2	3	12	5
合 計	47,679	46,374	44,127	43,295	43,147	

※ その他は、届出修正、戸籍異動、職権回復、転出取消、失踪宣告、帰化、国籍取得、国籍喪失

印鑑登録件数

(単位:人,件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
印鑑登録者数		177,703	176,630	175,749	174,721	173,307
届 出 件 数	新規登録	10,050	9,928	9,925	9,691	9,436
	亡失・廃止	4,011	3,888	3,880	3,755	3,697
	計	14,061	13,816	13,805	13,446	13,133

※ 印鑑登録者数は各年度末の登録者数

個人番号処理件数

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
記 載 変 更		-	-	10,436	9,750	9,973
通知カード返納		-	-	42	61	51
マイナンバーカード返納		-	-	8	7	16
在留期間更新		-	-	2	1	0
合 計		-	-	10,488	9,819	10,040

※ 通知カード、マイナンバーカード返納は国外転出分

戸籍処理件数

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生	2,348	2,420	2,139	2,039	2,081
国籍留保	16	23	25	16	19
認知	45	57	53	54	70
養子縁組	254	257	272	264	261
養子離縁	97	87	76	82	86
法第69条の2 法第73条の2	6	5	4	3	3
婚姻	2,934	3,058	2,911	2,765	2,657
離婚	927	908	841	840	737
法第75条の2 法第77条の2	367	390	379	387	349
親権・後見他	37	34	23	18	33
死亡	4,570	4,694	4,658	4,736	4,824
失踪	10	10	16	5	7
復氏	7	7	3	5	5
姻族関係終了	10	10	15	5	14
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	763	690	647	572	572
分籍	73	92	92	77	96
国籍取得	1	0	4	0	1
帰化	8	3	0	5	3
国籍喪失	2	4	2	4	2
国籍選択	4	2	4	3	7
外国国籍喪失	0	0	0	0	1
氏の変更	36	31	38	32	44
名の変更	21	12	7	15	5
転籍	1,545	1,528	1,354	1,411	1,397
就籍	0	0	0	0	0
訂正・更正	235	238	220	195	173
追完	3	3	4	2	5
その他	11	11	16	8	5
不受理申出	60	72	72	56	59
計	14,390	14,646	13,875	13,599	13,516

証明件数

(単位:件)

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸籍 関係	戸籍	全部事項証明(謄本)	39,916	39,480	36,920	37,424	36,277
		個人事項証明(抄本)	8,613	9,034	7,758	7,924	7,713
	除籍	全部事項証明(謄本)	18,148	19,042	17,292	17,264	17,922
		個人事項証明(抄本)	245	248	193	161	168
	平成 改原	謄 本	10,997	11,081	10,246	10,153	10,246
		抄 本	170	141	119	117	116
	戸籍の記載証明		105	65	40	52	53
	除籍の記載証明		0	0	0	0	0
	受理	一 般	375	397	370	406	319
		上 質 紙	3	9	16	15	33
住民基本台帳 関係	住民票		139,416	138,347	139,438	134,765	132,508
	住民票 (広域交付)		128	159	186	176	185
	住民票 (電子申請)		2	1	4	0	0
	戸籍の附票		6,539	6,725	6,550	6,395	6,577
	記載事項証明		1,178	1,245	1,338	1,393	1,448
	閲 覧		1,719	1,306	1,144	1,467	2,759
	住基カード		1,182	642	-	-	-
	番号	通知カード		-	330	1,614	1,511
	個人番号カード		-	0	8	36	59
印鑑 関係	印 鑑 証 明		75,661	72,850	70,944	67,826	65,793
	印鑑証明 (電子申請)		3	2	9	0	0
	印鑑登録証交付		2,948	2,799	2,862	2,772	2,745
そ の 他	諸 証 明	身 分	3,066	3,209	3,416	3,575	3,154
		不 在	504	473	474	384	353
		大 火	421	431	454	463	489
		年 金	1,192	1,116	912	904	771
		埋 火	3	8	21	12	7
		諸 証 明	197	231	250	251	271
	外 国 人	-	-	-	-	-	
小 計			312,731	309,371	302,578	295,446	291,484
公的 年金 等	公的年金		132	96	79	70	60
	出稼手帳		62	56	35	22	21
	住基コード		2,100	1,811	1,358	538	165
	通知カード (無料)		-	19	9	45	76
	個人番号カード (無料)		-	5,640	14,602	3,155	2,625
	出産育児一時金		16	17	14	15	24
	諸証明 (本籍更正・不受理)		0	0	1	0	1
	労基法57,111条関係		29	55	49	43	63
	石綿被害救済法83条関係		1	0	0	1	0
	戸籍氏名文字変更 (電算化)		1	7	3	0	0
住民票記載修正 (電算化)		0	13	2	0	0	
合 計			315,072	317,085	318,730	299,335	294,519

※ 公用を除く

火葬および埋葬許可件数

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
火葬	死 体	3,642	3,683	3,604	3,711	3,833
	死 胎	81	69	80	66	63
埋葬	死 体	0	0	0	0	0
	死 胎	0	0	0	0	0
合 計		3,723	3,752	3,684	3,777	3,896

証明書等取扱件数(平成30年度)

種別	本			内			記			戸井支所			恵山支所			桜法華支所			南茅部支所			総計
	窓口	郵送	公用	戸	亀田支所	湯川支所	銭電沢支所	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	
戸籍全部事項証明	47,644	12,043	6,453	7,948	11,295	4,995	429	4,481	138	1	265	8	106	522	22	3	48,709					
戸籍個人事項証明	8,037	2,062	1,333	487	2,667	1,361	66	61	37		57	3	22	105			8,261					
除籍全部事項証明	27,930	4,953	8,783	5,449	2,606	1,068	153	4,918	47	1	102	30	10	142	28	1	28,291					
除籍個人事項証明	235	41	81	66	26	12	9		1	2		3		2			243					
平成改製原戸籍謄本	22,977	3,727	2,627	8,285	2,236	1,087	129	4,886	46	1	105	11	23	234	20	3	23,420					
平成改製原戸籍抄本	189	32	56	68	14	13	6							1			190					
戸籍の記載事項証明	53	31	5		8	9											53					
除籍の記載事項証明																						
受理証明	316	175	15		91	35			1						2		319					
受理証明(上質紙)	33	22	4		7												33					
住民票	133,588	44,782	9,665	2,700	49,166	21,288	1,579	4,408	492	2,000	923	162	6	336	1,629	486	139,622					
住民票(広域交付)	184	120			45	19			1								185					
住民票(電子申請)																						
戸籍の附票	27,772	2,060	2,722	14,180	1,174	464	31	7,141	14	46	15	6	3	31	11	4	27,902					
記載事項証明(住)	1,424	582	27	2	537	264	12		5		4		2	15			1,450					
閲覧	7,272	2,759		4,513													7,272					
通知カード	1,463	640			574	236	13		6		3		1	45			1,518					
個人番号カード	57	29			19	9			2								59					
印鑑証明	62,976	21,799		70	27,636	12,328	1,143		353		676		4	252	1,606	12	65,879					
印鑑証明(電子申請)																						
印鑑登録証交付	2,642	950			1,074	573	45		15		16		6	66			2,745					
身分証明	3,079	1,068	749		855	376	31		10		20		8	36	1		3,154					
不在証明	374	198	68	11	55	27	15				1			4			379					
大火証明	612	62	404	92	15	8	31										612					
年金証明	764	300	1		238	211	14		2		3		2				771					
埋火証明	7	6			1												7					
諸証明	269	50	150		49	18	2				2			2			273					
公的年金	58	23			17	14	4		1		1						60					
出稼手帳	8	3			5				3					13			21					
住記カード	162	39			84	36	3										165					
通知カード(無料)	76	39			16	21											76					
個人番号カード(無料)	2,571	1,074			994	480	53		12		10		6	26			2,625					
出産育児一時金	22	9			8	5								2			24					
諸証明(本籍更正・不受理)	1	1															1					
労基法57.111条関係	63	15	1		38	7	2										63					
石綿被害救済法83条																						
戸籍氏名文字変更(電算化)																						
住民票記載修正(電算化)																						
合計	352,858	99,694	33,144	43,871	101,520	44,964	3,707	25,958	1,186	2,050	1,203	223	10	777	4,483	568	364,382					

電子証明書	42	24			13	5																
-------	----	----	--	--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

《参考》

各種届出等件数（平成30年度）

（単位：件）

種 別	本庁および3支所受付処理分					4支所受付処理分				総 計
	計	本 庁	亀 田 支 所	湯 川 支 所	銭亀沢 支 所	戸 井 支 所	恵 山 支 所	楳法華 支 所	南茅部 支 所	
住民記録関係										
届 転 入	6,868	3,761	2,159	912	36	20	45	6	41	6,980
届 転 出	7,690	3,741	2,705	1,197	47	14	29	8	58	7,799
届 転 居	8,300	3,414	3,239	1,584	63	23	36	12	102	8,473
出 世帯変更	2,791	1,571	795	395	30	13	26	10	41	2,881
届出修正	107	40	36	27	4	2	4	2	3	118
職 戸籍異動	3,229	1,712	1,088	425	4	8	11	8	19	3,275
出 生	1,335	601	531	189	14	1	4	2	23	1,365
死 亡	3,577	3,386	88	102	1	5	22	10	22	3,636
権 職権修正	809	580	173	49	7	1	21	3	0	834
その他*	185	126	49	10	0	1	0	1	1	188
小 計	34,891	18,932	10,863	4,890	206	88	198	62	310	35,549
印鑑登録関係										
印鑑登録	9,140	3,584	3,797	1,639	120	33	62	20	181	9,436
印鑑廃止	3,552	1,275	1,481	736	60	17	27	8	93	3,697
小 計	12,692	4,859	5,278	2,375	180	50	89	28	274	13,133
戸 籍 関 係										
出 生	2,048	1,233	579	220	16	2	5	2	24	2,081
死 亡	4,757	4,545	99	112	1	6	27	10	24	4,824
婚 姻	2,648	2,378	185	84	1	1	0	1	7	2,657
離 婚	733	492	191	49	1	0	1	0	3	737
転 籍	1,385	930	333	121	1	2	3	2	5	1,397
その他届出	1,750	1,203	388	158	1	1	2	3	5	1,761
不受理申出書	59	36	15	8	0	0	0	0	0	59
小 計	13,380	10,817	1,790	752	21	12	38	18	68	13,516
住居表示関係										
建築物等新築届	675	675	—	—	—	—	—	—	—	675
個人番号関係										
記載変更	9,808	4,663	3,541	1,553	51	13	55	16	81	9,973
通知カード返納	50	34	3	13	0	0	0	0	1	51
マイナンバー カード返納	16	6	7	3	0	0	0	0	0	16
在留期間更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	9,874	4,703	3,551	1,569	51	13	55	16	82	10,040
その他受付										
転入学指定書	179	95	50	34	0	—	—	—	—	179
母子健康手帳	172	60	66	42	4	1	1	1	10	185
出稼労働者手帳	8	3	5	0	0	0	0	0	13	21
合 計	71,871	40,144	21,603	9,662	462	164	381	125	757	73,298

* その他（職権記載，職権消除，職権回復，転出取消，失踪宣言，帰化，国籍取得，国籍喪失）

※ 住民記録関係と印鑑登録関係については，本市での受付件数

※ 戸籍関係については，他市町村等から送付された件数も含む

※ 通知カード，マイナンバーカード返納は国外転出分

2 電話予約による住民票の写し等の交付

平成5年6月から、完全週休2日制の実施に伴う市民サービスとして開始しました。

開始当初は、土曜日だけの交付でしたが、現在では交付日を拡大、交付時間も延長して、市民ニーズに応じたサービスを進めています。

電話予約による住民票の写し等交付概要

予約できる証明書 (申請できる方)	予約の受付 時間・場所	証明書の交付 時間・場所
住民票の写し 本人分または同一世帯員分 (本人および同一世帯員)	受付時間 ○平日(月～金) 当日の8:45～16:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 の直前の開庁日の 8:45～16:00	交付時間 ○平日(月～金) 当日の17:30～21:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 閉庁日の 8:45～21:00
印鑑登録証明書 本人分 (本人およびその代理人)	受付場所 市民部戸籍住民課 21-3168	交付場所 市役所本庁舎宿日直室

電話予約による住民票の写し等の発行件数

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民票の写し	304	437	475	575	608
印鑑登録証明書	169	179	155	235	288
合 計	473	616	630	810	896

3 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）

住民基本台帳法の一部改正により，平成14年8月5日から各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られました。また，マイナンバー（個人番号）制度については，平成27年10月5日から住基ネットを介してサービスが開始されました。

〈住基ネットによるサービス〉

平成14年8月から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の行政機関等へ申請・届出を行う際，住民票の写しの添付の省略が可能になりました。 （法律で定められた事務に限定されます。また，住民票コードの提示が必要です。）
平成15年8月から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 希望者に住民基本台帳カード（以下，「住基カード」といいます。）が発行され，電子証明書の保存用カードとして利用できるようになりました。 ○ 住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられるようになりました。（本人と同一世帯員分に限定されます。） ○ 住基カードを使用した特例の転出届をすると，転入手続きの際，住基カードを提示することにより転出証明書が不要となりました。
平成24年7月から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基カードをお持ちの方が転出した場合，これまで同カードを返納することとされていましたが，転入先において引続きご使用になることが可能となりました。
平成25年7月から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人住民に対する住基ネットのサービスが開始されました。
平成27年10月から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票のある全ての方にマイナンバーが付番され，マイナンバーの通知カードの交付とマイナンバーカード（本人の申請により交付され，個人番号を証明する書類や公的な身分証明書として利用できる。また，様々な行政サービスを受けることができるようになる顔写真付のICカード。電子証明書の保存など，住基カードで受けられたサービスも利用可能です。）の交付申請の受付が開始されました。

平成27年12月	○ 住基カードの交付申請の受付と同カードへの電子証明書の交付サービスが終了しました。 ※ 交付済の住基カードと電子証明書は住所異動等により失効しない限り有効期間まで有効です。
平成28年1月から	○ マイナンバーカードの交付が開始されました。

4 公的個人認証サービス

国や地方公共団体における行政手続きの一部が、インターネットを利用して行えるようになり、平成16年1月29日から、インターネットを利用した申請・届出を行う際、他人によるなりすましや改ざんを防止するための電子証明書の交付（公的個人認証サービス）を行っています。

現在、電子証明書には以下の2種類があります。

○ 署名用電子証明書

- ・インターネット等によるオンライン手続きや電子文書を送信する際などに、なりすましや文書の改ざん等の危険を防ぐための本人確認手段
- ・電子証明書が格納された住基カードまたは署名用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方がご利用できます。

○ 利用者証明用電子証明書

- ・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する手段
- ・利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方がご利用できます。

※ 住基カード向けの電子証明書の発行は平成27年12月22日で終了しました。

§ 9 住居表示整備事業

1 住居表示整備事業の概要

(1) 住居表示整備事業

昭和37年「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても同法に基づいて、昭和38年9月に住居表示整備事業計画を策定し、昭和39年「函館市住居表示審議会条例」を定めるとともに「函館市住居表示整備実施基準」を定め整備事業に着手しました。

ア 第1次住居表示整備事業（昭和40年度～昭和44年度）

西部・東部・北部・湯川各地区の71町を実施。

昭和40年を初年次に昭和44年まで西部地区20町、東部地区23町、北部地区20町、湯川地区8町の合わせて71町を実施し、第1次の住居表示整備事業を終了しました。

イ 第2次住居表示整備事業（昭和51年度～昭和61年度）

亀田・湯川各地区の39町を実施。

昭和48年の亀田市との合併、さらには湯川地区においても住居表示が必要となったため、昭和50年、第2次の住居表示整備事業に着手し、昭和61年までに亀田地区32町、湯川地区2町と5町の一部について実施、これにより整備事業は当初の区域をほぼ達成したため、事業に一応の終止符を打ちました。

ウ 第3次住居表示整備事業（平成8年度～平成13年度）

亀田地区の10町を実施。

本市における市街地の伸びは、東部地区や北部地区へと発展し、都市化が続く一方、大規模住宅団地の造成などが顕著となり、新たな住居表示の整備が必要となってきました。

このため、平成7年度に陣川地区、亀田中野地区、桔梗地区を順次実施する内容の第3次の住居表示整備事業方針をまとめ、平成8年度に陣川地区、平成10年度に亀田中野地区、平成14年2月12日に桔梗地区を実施しました。

(2) 旧町名保存継承記念碑設置事業

平成3年度から平成8年度までには、住居表示の実施により整理、統合され廃町となった28町について、そこに住む住民にとりまして代々引き継がれ、深い愛着がある旧町名を、その歴史的由来とともに末永く後世に伝承するため、旧町名保存継承記念碑を各町会の敷地の中の一角に設置する事業を行ってきました。

(3) 街区および住居表示板整備事業

現在は、住居表示整備事業を開始してから40年以上経過しており、地域によっては、街区表示板、住居表示板の汚損・破損・脱落などが目立ってきたため、平成4年度に「街区および住居表示板整備事業計画」を策定し、平成5年度から平成30年度まで順次表示板の張替を行うなど、住居表示整備事業の目的が達成されるよう、適切な維持管理に努めています。

住 居 表 示 実 施 状 況

実施地区 (実施年月日)	町 数		面 積	実施当時 の世帯数	実施当時 の 人 口
	旧町	新町			
西部地区 S40. 7. 1	43町	20町	m ² 5,722,764	世帯 19,349	人 64,149
東部地区 S43. 5. 1 S55. 2. 1	22町	23町	8,093,882	25,577	84,553
北部地区 S43.10. 1	18町	20町	6,385,719	17,312	60,471
湯川地区 S44. 9. 1 S51. 8. 1 S53.10. 1 S55. 2. 1 S60.10. 1 S61.10. 1 S63. 3. 1	9町と 5町の一部	10町と 5町の一部	6,089,098	11,524	37,902
亀田地区 S51.10. 1 S52.11. 1 S53.11.10 S55.10. 1 S56.10. 1 S57.10. 1 S58.10. 1 S59.10. 1 H 9. 2. 1 H10. 7. 1 H14. 2.12	7町と 8町の一部	42町	15,159,174	35,347	107,130
合 計	99町と 13町の一部	115町と 5町の一部	41,450,637	109,109	354,205

住 居 表 示 証 明 交 付 件 数

(平成31年3月31日)

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
西部地区	24件	21件	11件	4件	11件
東部地区	32件	26件	19件	13件	12件
北部地区	18件	10件	11件	12件	12件
湯川地区	34件	20件	12件	18件	13件
亀田地区	147件	158件	136件	121件	139件
合 計	255件	235件	189件	168件	187件

建築物等新築届の受付件数

(平成31年3月31日)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
西部地区	42件	42件	48件	40件	38件
東部地区	119件	122件	136件	108件	120件
北部地区	84件	70件	73件	97件	63件
湯川地区	110件	98件	84件	142件	124件
亀田地区	260件	344件	314件	324件	330件
合計	615件	676件	655件	711件	675件

2 函館市住居表示審議会

函館市住居表示審議会条例（昭和39年6月30日条例第12号）第2条の規定により設置されており、住居表示に関する法律に基づく住居表示整備事業の円滑な施行のため、市長の諮問機関として事業に関し必要な調査と審議を行い、その結果を答申しています。

(1) 所掌事項

- ア 町の区域および名称の変更に関すること。
- イ 町の区域の新設および廃止に関すること。
- ウ 住居表示に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。

(2) 組織および委員等

- ア 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- イ 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員および当該諮問事項に関係する区域の市民のうちから市長が委嘱する。
- ウ 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、委員を解嘱されたものとする。

※ 平成20年9月から非常設化し、事業実施の度に設置することとしています。

§ 10 交通安全対策事業

1 交通安全対策事業の概要

「くるま社会」の発展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加するなかで、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等において各般の施策を講じてきた結果、交通安全意識が市民生活に浸透してきたことなどにより、近年は、交通事故の発生件数は減少傾向が続いています。

交通事故の原因としては、①高齢者の道路横断中の事故、②スピードの出し過ぎ、居眠り運転による事故、③自転車利用者が巻き込まれる事故等があげられますが、大きな社会問題に発展した飲酒運転による事故は、法改正による飲酒運転の厳罰化に加え、関係機関・団体の大々的な啓発運動の展開により、市民の飲酒運転根絶に対する意識が高まり、減少傾向となっています。

交通事故の防止は、行政機関および関係団体等は勿論のこと、市民一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

市としては、人命尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全施設の整備を進める一方、昭和63年4月に「交通指導員制度」を設置して、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図っています。

また、交通安全に関する関係機関・団体等と連携し、各種交通安全運動を展開する等、交通安全思想の普及啓発に努めています。

(1) 交通安全運動の推進

各期の交通安全運動期間（全道一斉・年間40日間）を中心に、警察、関係民間団体等と密接な連携のもと、交通事故を抑止するため、街頭啓発をはじめ、さまざまな形で交通安全運動を推進しています。

ア 街頭啓発、旗の波作戦の実施による啓発活動

イ ラジオ、テレビ、ホームページ、広報車、「市政はこだて」による呼びかけ

ウ 幼児、児童、生徒をはじめ高齢者等を対象とした交通安全教室

エ 高校生や一般を対象とした自転車の交通ルールとマナーの啓発

オ 高齢者に対する啓発や夜光反射材の普及活動

(2) 交通指導員制度

各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の実践指導を行うことを目的として設置されました。

ア 設置年月日	昭和63年4月1日
イ 指導員数	10名
ウ 業務内容	・交通安全実践活動の指導 ・歩行者、自転車利用者等の安全な通行の指導 ・家庭、学校、職場等への交通安全思想の普及・啓発 ・各種交通安全運動の推進
エ 活動状況	平成30年度交通安全教室開催実績 開催 678回 対象者 35,451人

(3) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育所等の幼児とその母親で構成する幼児交通安全クラブ（愛称「こぐまクラブ」）を設置し、母と子の交通安全教室を開催して幼児交通安全教育の推進を図っています。

ア 結成クラブ数	認定こども園 42	幼稚園 7	保育園 14	計 63クラブ
イ 会員数	幼児 3,718人	母親 3,354人	計 7,072人	(令和元年7月31日現在)

(4) スクールゾーン・幼児ゾーンの設定

通学（園）時の交通事故を防止するため、小学校等の周辺にスクールゾーンを、また児童公園等の周辺には幼児ゾーンを設定して、それぞれ標識の設置を行っています。

ア スクールゾーン	85箇所	標識 305本設置
イ 幼児ゾーン	101箇所	標識 146本設置

(令和元年7月31日現在)

(5) 梁川公園内交通公園

幼児，小・中学生を対象に，交通知識や交通マナーを体得させることを目的として，昭和44年5月18日から開園しています。

ア 所在地	函館市梁川町24番2号		
イ 敷地面積	7,752㎡		
ウ 施設内容	ゴーカートコース	延長 500m	幅 4m
	自転車コース	延長 330m	幅 1.5~2.5m
	信号機 1基，各種標識 60本		
エ 遊具	動力式ゴーカート（1人乗）	6台	
	動力式ゴーカート（2人乗）	9台	
	足踏式ゴーカート	8台	
	自転車	24台	
オ 運営	函館中央交通安全協会（指定管理者制度）		
カ 開園期間	毎年4月1日から10月31日まで		
キ 開園時間	午前9時から午後5時まで		
ク 休園日	毎週月曜日 （その日が国民の祝日にあたるときはその次の平日） 春休み，夏休み期間は無休		
ケ 使用料	動力式ゴーカート 1台1周につき60円 入園料，その他の遊具は無料		

（令和元年7月31日現在）

梁川交通公園利用状況

年度	入園者数 (人)	動力式ゴーカート利用状況					
		団 体		個 人		合 計	
		利用台数	使用料(円)	利用台数	使用料(円)	利用台数	使用料(円)
H26	36,502	1,606	96,360	67,515	4,050,900	69,121	4,147,260
H27	38,165	1,393	83,580	70,131	4,207,860	71,524	4,291,440
H28	31,387	1,441	86,460	56,278	3,376,680	57,719	3,463,140
H29	33,863	1,253	75,180	60,766	3,645,960	62,019	3,721,140
H30	31,930	1,412	84,720	57,596	3,455,760	59,008	3,540,480

(6) 市内交通事故の状況

市内交通事故の状況

(単位：件，%)

年	発生件数		死者数		傷者数	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数
H26	738	100.0	5	100.0	895	100.0
H27	724	98.1	5	100.0	842	94.0
H28	709	96.0	3	60.0	862	96.3
H29	644	87.2	5	100.0	778	86.9
H30	584	79.1	4	80.0	657	73.4

※ 指数は，平成26年を100としています。

交通事故類型別発生状況

(単位：件，%)

年	車両対人		車両対自転車		車両相互		車両単独		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
H26	88	11.9	132	17.9	501	67.9	17	2.3	738	100.0
H27	102	14.1	155	21.4	455	62.8	12	1.7	724	100.0
H28	83	11.7	125	17.6	493	69.6	8	1.1	709	100.0
H29	86	13.3	108	16.8	438	68.0	12	1.9	644	100.0
H30	101	17.3	101	17.3	366	62.7	16	2.7	584	100.0

年齢階層別死者数

(単位：人)

年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
H26		1	2		1	1		5
H27	1				1		3	5
H28		1				1	1	3
H29				1		1	3	5
H30				1		1	2	4

2 函館市交通安全対策会議

函館市交通安全対策会議条例（昭和46年3月22日条例第40号）第1条の規定により設置され、函館市の陸上交通の安全に関する諸問題を審議します。

（1）所掌事務

- ・函館市交通安全計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、およびその施策の実施を推進すること。

（2）会長及び委員

- ・会長は、市長をもって充てる。
- ・委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - ア 国の関係地方行政機関の職員
 - イ 北海道の部内の職員
 - ウ 北海道警察の警察官
 - エ 部局内の職員
 - オ 教育長
 - カ 消防長
- ・委員の定数は、25人以内とする。

(3) 会長及び委員名簿

(令和元年7月31日現在)

区 分	所属機関・役職名	氏 名
会 長	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
国の関係行政機関 の 職 員	北海道開発局函館開発建設部次長	赤 川 裕 志
	北海道運輸局函館運輸支局長	田 中 勝 利
	函館地方気象台次長	齊 藤 千 秋
	北海道労働局函館労働基準監督署長	鈴 村 勘次郎
北海道の部内 の 職 員	北海道渡島総合振興局保健環境部 くらし・子育て担当部長	鏡 法 裕
	北海道渡島総合振興局函館建設 管理部用地管理室長	大 門 昭 人
北海道警察 の 警 察 官	北海道警察函館方面本部交通課長	柴 田 昌 則
	北海道函館方面函館中央警察署長	櫻 庭 英 樹
	北海道函館方面函館西警察署長	木 村 圭 一
市部局内の職員	函 館 市 副 市 長	平 井 尚 子
	函 館 市 企 業 局 長	田 畑 浩 文
	函 館 市 病 院 局 長	氏 家 良 人
	函 館 市 企 画 部 長	湯 浅 隆 幸
	函 館 市 総 務 部 長	小山内 千 晴
	函 館 市 市 民 部 長	本 吉 勲
	函 館 市 保 健 福 祉 部 長	大 泉 潤
	函 館 市 環 境 部 長	林 寿 理
	市 立 函 館 保 健 所 長	山 田 隆 良
	函 館 市 経 済 部 長	柏 弘 樹
	函 館 市 観 光 部 長	柳 谷 瑞 恵
	函 館 市 土 木 部 長	岡 村 信 夫
	函 館 市 都 市 建 設 部 長	國 安 秀 範
	函 館 市 港 湾 空 港 部 長	田 畑 聡 文
教 育 長	函 館 市 教 育 長	辻 俊 行
消 防 長	函 館 市 消 防 長	近 嵐 伸 幸

3 函館市違法駐車等防止条例の制定

近年、交通環境を取り巻く情勢は、厳しい状況となっています。

このような中で、違法駐車等が正常な交通の妨げとなるほか交通事故の要因になっており、本市においても、救急・消防活動や清掃業務・除雪業務などのほか公共輸送機関であるバスの定時・定速性の確保についても違法駐車による影響が出ています。

このため、ドライバーの交通安全に対する意識の高揚を図り、違法駐車等を防止することにより良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持および向上に資することを目的として、平成9年3月27日に「函館市違法駐車等防止条例」を制定し、同年6月1日から施行されました。

【条例の主な内容】

(1) 条例の目的

市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し、市・市民・事業者が協力しあい、良好な交通環境を確保し、快適で安全な生活環境を保持することを目的とします。

(2) 責 務

違法駐車等の防止は、行政のみでは困難なため、各方面の皆さんにそれぞれの立場で協力していただくこととなります。

ア 市は、市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、啓発に関する施策などを実施します。

イ 市民は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

ウ 事業者は、事業用駐車場の確保を図り、来客・社員の駐車場利用を促進するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

(3) 重点地域

違法駐車等が著しく多く、日常生活または一般交通に支障が生じている地域として本町・五稜郭地区の別図の地域を、平成9年7月1日に「重点地域」として指定しました。

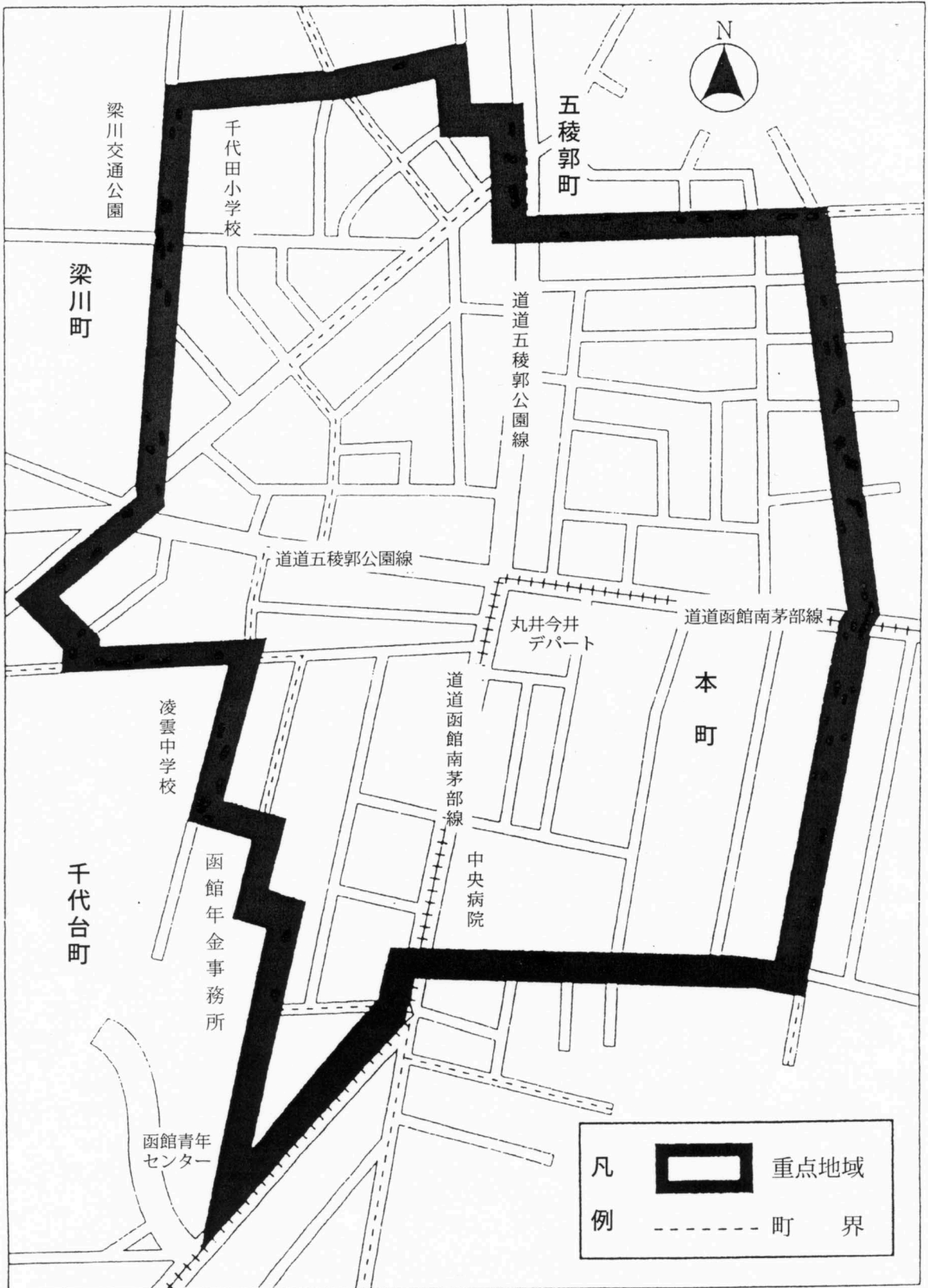
(4) 指導・啓発

重点地域では、当該地域を所轄する警察署や関係機関・団体と協力しながら違法駐車等をしないよう啓発活動を行います。また、重点地域であることを示す看板の設置や周辺駐車場への移動を促すための広報・啓発活動を実施します。

(5) 関係機関への協力要請

重点地域内では、関係機関に対して違法駐車等を防止するための施設の設置や必要な措置を要請します。

違法駐車等防止重点地域



4 函館市交通安全条例の制定

交通安全は、市民一人ひとり取り組まなければならない重要な課題であり、悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。

すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、平成16年3月に交通安全条例を制定し、同年6月1日から施行しました。

【基本理念】

- ・函館市の地域特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るなど、交通安全に配慮したまちづくりを推進すること。
- ・人命の尊重を基本として、市民一人ひとりが法令を守り、交通安全に関する理解を深めること。
- ・市民一人ひとりが自主的かつ積極的に交通安全に取り組むこと。

【条例の主な内容】

(1) 市の責務

市は交通安全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施するとともに施策推進のため、国・北海道その他の関係機関・交通安全関係団体との密接な連携を図ります。

(2) 車両の運転者の責務

車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障がい者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等安全な運転に努めなければなりません。

自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(3) 歩行者の責務

歩行者は、道路を通行する際に、交通に関する法令を守り、夜間は夜光反射材を使用するなど、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(4) 交通安全教育の推進

市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、

交通安全教育を推進するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めます。

(5) 交通死亡事故多発警報等

市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通事故多発警報を発し、警察署、関係機関、および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

(6) 暴走行為防止対策の実施等

市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例に規定する暴走行為を防止するため、警察署等と連携し、その対策に努めます。

市民は、暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

(7) 救急および救命体制の整備充実

市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急体制の整備および充実に努めます。

§ 11 湯 川 支 所

1 概 況

ア 沿 革

明治35年	4月	1日	町村制実施	ゆのかわむら 湯川村
昭和11年	6月	1日	町制を施行	ゆのかわちょう 湯川町
昭和14年	4月	1日	函館市と合併	函館市

イ 庁舎の概要

所在地	函館市湯川町2丁目40番13号
敷地総面積	2,606.45㎡ 〔 専有面積 1,327.32㎡ 共有面積 1,279.13㎡ 〕
規模	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建 共同住宅併設(3～6階) 庁舎本体建築延床面積 1,337.05㎡ 1階 864.10㎡ 2階 399.91㎡ 地階 73.04㎡ 附属建物(公用車庫) 46.75㎡
取得費	391,946,470円(北海道住宅供給公社より購入)
竣工年月日	着手 昭和57年 3月30日 完成 昭和57年10月30日 開庁 昭和57年11月15日

2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
管 理 担 当	公金(出納)取扱	10,244	10,232	9,869	9,673	9,106	
	税証明発行等	8,467	8,524	8,245	8,152	7,628	
	軽自動車各種届出等	647	661	596	566	617	
	計 ①	19,358	19,417	18,710	18,391	17,351	
民 生 担 当	国民健康保険	8,561	8,516	8,981	8,526	8,625	
	国民年金	4,572	4,273	4,078	3,742	2,913	
	後期高齢	3,335	3,516	3,686	3,693	3,612	
	医療助成	2,417	2,214	2,273	1,950	1,897	
	計 ②	18,885	18,519	19,018	17,911	17,047	
戸 籍 住 民 担 当	届 出 関 係	戸籍	862	753	774	730	752
		住民基本台帳	5,281	5,005	4,878	4,691	4,890
		個人番号	—	—	1,574	1,460	1,569
		印鑑登録	2,499	2,472	2,478	2,332	2,375
		埋火葬許可	83	85	81	97	113
		母子健康手帳	219	132	44	27	42
		小計	8,944	8,447	9,829	9,337	9,741
	証 明 書 発 行 関 係	戸籍	10,163	9,686	9,290	8,943	8,580
		住民基本台帳	22,827	23,048	23,495	22,254	22,035
		個人番号	—	52	183	234	245
		印鑑登録	14,523	14,209	13,996	13,302	12,901
		その他諸証明	725	732	696	693	640
		公的年金等	41	1,013	3,044	645	527
		住居表示証明	14	14	5	6	12
小計	48,293	48,754	50,709	46,077	44,940		
計 ③	57,237	57,201	60,538	55,414	54,681		
合 計 ①+②+③		95,480	95,137	98,266	91,716	89,079	

(1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
歳入金収納	9,991件	9,957件	9,643件	9,500件	8,902件	
	22,190,726円	21,228,064円	20,927,182円	20,186,428円	18,444,758円	
公金支払	253件	275件	226件	173件	204件	
	3,550,924円	3,536,811円	3,337,519円	2,663,382円	3,436,977円	
計 ①	10,244件	10,232件	9,869件	9,673件	9,106件	
税証明発行等	所得関係	7,084件	6,959件	6,758件	6,802件	6,151件
	不動産関係	422件	522件	318件	289件	322件
	その他	654件	730件	791件	715件	754件
	軽自動車納税証明	306件	313件	378件	346件	401件
	閲覧	1件	0件	0件	0件	0件
	計 ②	8,467件	8,524件	8,245件	8,152件	7,628件
軽自動車各種届出	278件	245件	200件	192件	182件	
自動車臨時運行許可証発行	73件	111件	109件	92件	134件	
交通災害共済見舞金請求受付	0件	0件	0件	0件	0件	
出稼労働者手帳交付	8件	12件	3件	3件	0件	
町会交付金補助申請等受付	80件	73件	71件	65件	55件	
街路灯補助金申請等受付	137件	155件	128件	153件	159件	
市民相談受付	0件	0件	0件	0件	0件	
児童・生徒転入学学校指定受付	31件	26件	33件	12件	34件	
し尿処理手数料除外認定申請受付	40件	39件	52件	49件	53件	
計 ③	647件	661件	596件	566件	617件	
合計 ①+②+③	19,358件	19,417件	18,710件	18,391件	17,351件	

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
所得 関 係	所得金額のみ	269	0	0	0	0
	所得・控除内訳	0	2	0	0	0
	所得・控除・課税	6,815	6,957	6,758	6,802	6,151
	計 ①	7,084	6,959	6,758	6,802	6,151
不 動 産 関 係	通 知	0	0	0	0	0
	評 価	270	323	165	187	208
	公 課	148	195	150	98	106
	登 録	4	4	3	4	8
	法 閲 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	422	522	318	289	322
そ の 他	課 税	212	415	399	472	398
	納 税	406	288	372	216	335
	営 業	36	27	20	27	21
	計 ③	654	730	791	715	754
軽自動車納税証明④	306	313	378	346	401	
関 覧⑤	1	0	0	0	0	
合 計 ①+②+③+④+⑤	8,467	8,524	8,245	8,152	7,628	

軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取得・名義変更	151	140	101	95	96
廃 車 等	127	105	99	97	86
合 計	278	245	200	192	182

(2) 民生担当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位:件)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国民健康保険	取得	1,008	1,048	961	1,014	970
	喪失	864	850	913	842	809
	異動	1,025	989	1,016	829	771
	その他	2,255	2,267	2,187	1,907	1,865
	給付	3,409	3,362	3,904	3,934	4,210
	計①	8,561	8,516	8,981	8,526	8,625
国民年金	取得	931	962	894	885	878
	喪失	15	53	17	12	14
	変更	202	187	169	130	97
	裁定請求等	80	53	34	50	33
	その他	3,344	3,018	2,964	2,665	1,891
	計②	4,572	4,273	4,078	3,742	2,913
	後期高齢③	3,335	3,516	3,686	3,693	3,612
医療助成	子ども	1,136	1,058	1,051	892	926
	重度	414	409	453	412	355
	ひとり親	867	747	769	646	616
	計④	2,417	2,214	2,273	1,950	1,897
	合計 ①+②+③+④	18,885	18,519	19,018	17,911	17,047

(3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸 籍	出 生	235	234	200	207	220
	死 亡	80	80	77	96	112
	婚 姻	80	78	75	69	84
	離 婚	97	74	91	71	49
	転 籍	153	121	129	96	121
	その他の届	211	157	191	184	158
	不受理申出等	6	9	11	7	8
	計 ①	862	753	774	730	752
住 民 基 本 台 帳	転 入	959	954	964	891	912
	転 出	1,278	1,227	1,124	1,207	1,197
	転 居	1,700	1,669	1,582	1,460	1,584
	世帯主変更等	416	392	385	359	395
	そ の 他	928	763	823	774	802
	計 ②	5,281	5,005	4,878	4,691	4,890
個 人 番 号	記 載 変 更	—	—	1,565	1,444	1,553
	そ の 他	—	—	9	16	16
	計 ③	—	—	1,574	1,460	1,569
印 鑑 登 録	新 規 登 録	1,745	1,692	1,717	1,621	1,639
	廃 止 ・ 亡 失	754	780	761	711	736
	計 ④	2,499	2,472	2,478	2,332	2,375
埋 火 葬 許 可	死 体	80	81	77	96	112
	死 胎	3	4	4	1	1
	計 ⑤	83	85	81	97	113
母子健康手帳交付⑥		219	132	44	27	42
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		8,944	8,447	9,829	9,337	9,741

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸籍	戸籍謄本	5,867	5,588	5,488	5,294	4,995
	戸籍抄本	1,552	1,559	1,417	1,372	1,361
	除籍謄本	2,637	2,448	2,307	2,211	2,155
	除籍抄本	51	38	38	24	25
	記載事項証明	12	11	5	6	9
	受理証明	44	42	35	36	35
	計 ①	10,163	9,686	9,290	8,943	8,580
住民基本台帳	住民票	21,993	22,196	22,779	21,590	21,288
	住民票(広域交付)	15	12	15	22	19
	戸籍の附票	420	475	463	440	464
	記載事項証明	217	252	238	202	264
	住基カード	182	113	—	—	—
	計 ②	22,827	23,048	23,495	22,254	22,035
個人番号	通知カード	—	52	181	222	236
	個人番号カード	—	0	2	12	9
	計 ③	—	52	183	234	245
印鑑登録	印鑑証明	13,966	13,649	13,426	12,777	12,328
	印鑑登録証再交付	557	560	570	525	573
	計 ④	14,523	14,209	13,996	13,302	12,901
その他諸証明	身分証明	390	414	437	426	376
	不在	36	21	25	27	27
	年金	290	280	217	220	211
	その他	9	17	17	20	26
	計 ⑤	725	732	696	693	640
公的年金等(無料)	公的年金	26	23	24	15	14
	出稼手帳	8	5	5	3	0
	通知カード	—	2	0	20	21
	個人番号カード	—	973	3,009	604	480
	出産育児一時金	4	2	1	0	5
	労基法57,111条関係	3	8	5	3	7
	計 ⑥	41	1,013	3,044	645	527
住居表示証明 ⑦	14	14	5	6	12	
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		48,293	48,754	50,709	46,077	44,940

(注) 除籍謄(抄)本は、平成19年3月3日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い、平成改製原戸籍を含む

§ 12 錢 龜 沢 支 所

1 概 況

ア 沿 革

明治35年 4月 1日	町村制実施	ぜにかめざわむら 銭亀澤村
昭和41年12月 1日	函館市と合併	函館市

イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市銭亀町124番地
敷地総面積	1,515.98㎡
規 模	鉄筋コンクリート造トタン葺2階建 庁舎本体建築延べ面積 470.30㎡ 1階 235.15㎡ 2階 235.15㎡
建 築 費	18,471,000円
竣工年月日	昭和42年12月25日

2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
管 理 担 当	公金（出納）取扱	9,089	9,309	9,439	8,519	8,258	
	税証明発行等	763	837	742	742	687	
	軽自動車各種届出等	189	172	200	222	259	
	計 ①	10,041	10,318	10,381	9,483	9,204	
住 民 担 当	国民健康保険	1,362	1,344	1,244	1,158	1,377	
	国民年金	466	432	373	479	360	
	後期高齢	778	724	771	624	946	
	医療助成	334	393	319	192	299	
	介護保険	544	615	496	465	557	
	計 ②	3,484	3,508	3,203	2,918	3,539	
	届 出 関 係	戸籍	54	45	41	28	21
		住民基本台帳	259	249	233	198	206
		個人番号	—	—	68	69	51
		印鑑登録	196	157	176	186	180
		埋火葬許可	5	7	5	5	1
		母子健康手帳	16	14	5	5	4
		小計	530	472	528	491	463
	証 明 書 発 行 関 係	戸籍	18,070	16,424	15,803	14,241	15,138
		住民基本台帳	13,308	12,559	13,107	11,869	13,171
		個人番号	—	15	27	10	13
		印鑑登録	1,388	1,263	1,413	1,199	1,188
		その他諸証明	117	111	133	114	93
		公的年金等	4	201	269	76	59
住居表示証明		0	1	0	0	0	
小計	32,887	30,574	30,752	27,509	29,662		
福祉関係	1,036	996	1,356	822	654		
計 ③	34,453	32,042	32,636	28,822	30,779		
合計 ①+②+③	47,978	45,868	46,220	41,223	43,522		

(1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入金収納		9,014 件	9,228 件	9,368 件	8,466 件	8,207 件
		48,590,316 円	48,110,781 円	57,574,458 円	45,931,696 円	40,169,274 円
公金支払		75 件	81 件	71 件	53 件	51 件
		1,921,618 円	4,293,480 円	2,732,623 円	1,827,881 円	1,237,020 円
計 ①		9,089 件	9,309 件	9,439 件	8,519 件	8,258 件
税証明発行等	所得関係	622 件	652 件	597 件	596 件	547 件
	不動産関係	28 件	90 件	51 件	69 件	32 件
	その他	91 件	63 件	67 件	58 件	73 件
	軽自動車納税証明	22 件	32 件	27 件	19 件	35 件
	閲覧	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	計 ②	763 件	837 件	742 件	742 件	687 件
軽自動車各種届出	11 件	10 件	13 件	7 件	13 件	
自動車臨時運行許可証発行	32 件	36 件	57 件	86 件	99 件	
交通災害共済見舞金請求受付	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
出稼労働者手帳交付	3 件	2 件	1 件	0 件	0 件	
町会交付金補助申請等受付	31 件	22 件	23 件	32 件	34 件	
街路灯補助金申請等受付	80 件	80 件	81 件	69 件	87 件	
市民相談受付	8 件	6 件	12 件	14 件	8 件	
児童・生徒転入学学校指定受付	0 件	2 件	1 件	0 件	0 件	
し尿処理手数料除外認定申請受付	24 件	14 件	12 件	14 件	18 件	
計 ③		189 件	172 件	200 件	222 件	259 件
合計 ①+②+③		10,041 件	10,318 件	10,381 件	9,483 件	9,204 件

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所得 関 係	所得金額のみ	0	0	0	0	0
	所得・控除内訳	0	1	0	0	1
	所得・控除・課税	622	651	597	596	546
	計 ①	622	652	597	596	547
不 動 産 関 係	通知	0	0	0	0	0
	評価	28	88	45	66	24
	公課	0	0	6	3	0
	登録	0	2	0	0	8
	法 関 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	28	90	51	69	32
そ の 他	課 税	33	16	20	30	39
	納 税	54	40	45	27	31
	営 業	4	7	2	1	3
	計 ③	91	63	67	58	73
軽自動車納税証明 ④		22	32	27	19	35
関 覧 ⑤		0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		763	837	742	742	687

軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取得・名義変更	3	6	3	4	7
廃 車 等	8	4	10	3	6
合 計	11	10	13	7	13

(2) 住民担当

①国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成・介護保険に関する各種届出受付 (単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国民健康保険	取 得	93	95	102	94	89
	喪 失	91	104	110	86	68
	異 動	59	45	38	16	32
	そ の 他	828	875	702	641	911
	給 付	291	225	292	321	277
	計 ①	1,362	1,344	1,244	1,158	1,377
国民年金	取 得	52	60	67	54	42
	喪 失	3	1	2	2	0
	変 更	33	19	25	20	8
	裁 定 請 求 等	36	39	53	41	25
	そ の 他	342	313	226	362	285
	計 ②	466	432	373	479	360
後 期 高 齢 ③		778	724	771	624	946
医療助成	子 ど も	132	153	142	80	110
	重 度	134	151	93	67	92
	ひ と り 親	68	89	84	45	97
	計 ④	334	393	319	192	299
介護保険	資 格 管 理	0	0	0	0	0
	賦 課	0	0	0	0	0
	給 付	0	0	0	0	0
	認 定 申 請	0	0	0	0	0
	計 ⑤	0	0	0	0	0
	介 護 保 険 料	353	334	327	257	239
	高 齢 者 支 援	92	116	51	124	260
	介 護 サ ー ビ ス	46	102	81	57	39
	介 護 認 定	53	63	37	27	19
	計 ⑤	544	615	496	465	557
合 計 ①+②+③+④+⑤		3,484	3,508	3,203	2,918	3,539

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸 籍	出 生	24	19	16	8	16
	死 亡	5	7	5	5	1
	婚 姻	7	2	2	2	1
	離 婚	3	2	2	2	1
	転 籍	10	7	7	8	1
	その他の届	5	5	7	2	1
	不受理申出等	0	3	2	1	0
	計 ①	54	45	41	28	21
住 民 基 本 台 帳	転 入	49	40	38	36	36
	転 出	42	60	52	57	47
	転 居	72	73	75	56	63
	世帯主変更等	42	28	22	20	30
	そ の 他	54	48	46	29	30
	計 ②	259	249	233	198	206
個 人 番 号	記 載 変 更	—	—	66	68	51
	そ の 他	—	—	2	1	0
	計 ③	—	—	68	69	51
印 鑑 登 録	新 規 登 録	129	105	113	115	120
	廃 止 ・ 亡 失	67	52	63	71	60
	計 ④	196	157	176	186	180
埋 火 葬 許 可	死 体	5	7	5	5	1
	死 胎	0	0	0	0	0
	計 ⑤	5	7	5	5	1
母子健康手帳交付⑥		16	14	5	5	4
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		530	472	528	491	463

③戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸籍	戸籍謄本	508	487	459	455	429
	戸籍抄本	112	137	86	119	66
	戸籍(公用)	17,166	15,530	14,963	13,436	14,361
	除籍謄本	282	264	293	230	282
	除籍抄本	0	4	2	1	0
	記載事項証明	2	2	0	0	0
	受理証明	0	0	0	0	0
	計 ①	18,070	16,424	15,803	14,241	15,138
住民基本台帳	住民票	1,749	1,703	1,859	1,655	1,579
	住民票(広域交付)	0	1	1	1	0
	住民票(公用)	4,866	4,374	3,981	3,890	4,408
	戸籍の附票	28	39	27	29	31
	戸籍の附票(公用)	6,635	6,425	7,216	6,273	7,141
	記載事項証明	24	13	23	21	12
	住基カード	6	4	0	0	0
	計 ②	13,308	12,559	13,107	11,869	13,171
個人番号	通知カード	—	15	27	8	13
	個人番号カード	—	0	0	2	0
	計 ③	—	15	27	10	13
印鑑登録	印鑑証明	1,346	1,226	1,367	1,155	1,143
	印鑑登録証再交付	42	37	46	44	45
	計 ④	1,388	1,263	1,413	1,199	1,188
その他諸証明	身分証明	42	28	28	26	31
	不在	10	10	18	0	0
	年金	8	20	13	14	14
	その他(公用等)	57	53	74	74	48
	計 ⑤	117	111	133	114	93
公的年金等(無料)	公的年金	1	3	3	1	4
	出稼手帳	3	2	1	0	0
	通知カード	—	0	1	1	0
	個人番号カード	—	196	263	73	53
	出産育児一時金	0	0	0	0	0
	労基法57,111条関係	0	0	1	1	2
	計 ⑥	4	201	269	76	59
住居表示証明 ⑦	0	1	0	0	0	
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	32,887	30,574	30,752	27,509	29,662	

(注) 住民票広域交付, 住基カードは平成15年度から, 公用は平成17年度から開始から, 通知カード・個人番号カードは平成27年度から

④福祉関係受付

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交通利用証・現況届等合計	1,036	996	1,356	822	654

§ 13 亀田支所

1 概 況

ア 沿 革

明治35年	4月	1日	町村制実施	亀田村
昭和37年	1月	1日	町制を施行	亀田町
昭和46年	11月	1日	市制を施行	亀田市
昭和48年	12月	1日	函館市と合併	函館市

イ 庁舎の概要

所在地	函館市美原1丁目26番8号
敷地面積	5,012.01m ²
規模	[本体施設] 鉄筋コンクリート造8階建 共同住宅併設(3階～8階) 庁舎本体建築延床面積 2,229.30m ² 1階床面積 1,158.73m ² 2階床面積 1,070.57m ² [附帯施設] 鉄骨造2階建 公用車車庫・事務室棟 建築延床面積 466.66m ² 1階床面積 232.59m ² 2階床面積 234.07m ²
取得費	458,917,000円
竣工年月日	着手 昭和53年 5月26日 完成 昭和53年12月 7日

2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
管理担当	公金（出納）取扱	3,520	3,442	3,460	3,321	3,006	
	税証明発行等	18,737	19,091	19,025	19,752	17,852	
	軽自動車各種届出等	1,809	1,828	1,828	1,911	1,871	
	計 ①	24,066	24,361	24,313	24,984	22,729	
民生担当	国民健康保険	13,706	13,319	12,759	13,579	14,303	
	国民年金	6,948	6,832	6,736	6,834	5,903	
	後期高齢	4,903	5,233	5,310	5,670	5,587	
	医療助成	5,446	5,236	5,415	5,042	4,545	
	計 ②	31,003	30,620	30,220	31,125	30,338	
戸籍住民担当	届出関係	戸籍	2,193	1,977	1,849	1,794	1,790
		住民基本台帳	11,833	11,778	10,928	11,289	10,863
		個人番号	—	—	3,352	3,574	3,551
		印鑑登録	5,486	5,352	5,468	5,397	5,278
		埋火葬許可	140	136	155	124	108
		その他諸届出	653	387	182	138	121
		小計	20,305	19,630	21,934	22,316	21,711
	証明書発行関係	戸籍	20,578	20,228	19,004	18,624	18,950
		住民基本台帳	53,275	53,089	52,758	52,179	50,922
		個人番号	—	82	664	584	593
		印鑑登録	31,748	30,179	29,850	29,224	28,710
		その他諸証明	1,394	1,333	1,339	1,428	1,213
		公的年金等	100	2,264	6,193	1,319	1,048
住居表示証明		65	70	55	53	64	
小計		107,160	107,245	109,863	103,411	101,500	
計 ③	127,465	126,875	131,797	125,727	123,211		
合計 ①+②+③		182,534	181,856	186,330	181,836	176,278	

(1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入金収納		2,992件	2,853件	3,030件	2,930件	2,630件
		31,890,592円	28,389,796円	30,282,569円	30,481,559円	25,944,612円
公金支払		528件	589件	430件	391件	376件
		7,413,673円	7,835,281円	6,456,467円	6,730,311円	5,456,756円
計 ①		3,520件	3,442件	3,460件	3,321件	3,006件
税証明発行等	所得関係	14,048件	14,268件	14,376件	15,321件	12,965件
	不動産関係	1,401件	1,336件	1,217件	1,187件	1,335件
	その他	1,431件	1,326件	1,344件	1,180件	1,366件
	軽自動車納税証明	1,851件	2,161件	2,086件	2,063件	2,186件
	閲覧	6件	0件	2件	1件	0件
	計 ②	18,737件	19,091件	19,025件	19,752件	17,852件
軽自動車各種届出		509件	557件	501件	527件	582件
自動車臨時運行許可証発行		773件	776件	887件	1,042件	960件
町会交付金補助申請等受付		78件	63件	31件	37件	31件
街路灯補助金申請等受付		85件	69件	53件	66件	56件
市民相談受付	特別相談（法律）	107件	103件	96件	86件	82件
	市民相談	95件	98件	95件	0件	0件
し尿処理手数料除外認定申請受付		162件	162件	165件	153件	160件
計 ③		1,809件	1,828件	1,828件	1,911件	1,871件
合計 ①+②+③		24,066件	24,361件	24,313件	24,984件	22,729件

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所得 関係	所得金額のみ	2	1	0	4	2
	所得・控除内訳	0	0	0	2	0
	所得・控除・課税	14,046	14,267	14,376	15,315	12,963
	計 ①	14,048	14,268	14,376	15,321	12,965
不動 産 関係	通 知	0	0	0	0	0
	評 価	881	676	560	477	586
	公 課	511	656	648	708	738
	登 録	8	4	9	0	10
	法 関 覧	1	0	0	2	0
	そ の 他	0	0	0	0	1
	計 ②	1,401	1,336	1,217	1,187	1,335
そ の 他	課 税	468	501	483	441	466
	納 税	831	696	739	590	772
	営 業	132	129	122	149	128
	計 ③	1,431	1,326	1,344	1,180	1,366
軽自動車納税証明④		1,851	2,161	2,086	2,063	2,186
関 覧⑤		6	0	2	1	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		18,737	19,091	19,025	19,752	17,852

軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取得・名義変更	289	282	284	292	347
廃 車 等	220	275	217	235	235
合 計	509	557	501	527	582

(2) 民生担当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位：件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国民健康保険	取 得	2,508	2,377	2,248	2,254	2,199
	喪 失	2,303	2,115	2,232	2,092	1,855
	異 動	990	959	1,080	985	797
	そ の 他	2,268	2,292	1,899	2,071	2,968
	給 付	5,637	5,576	5,300	6,177	6,484
	計 ①	13,706	13,319	12,759	13,579	14,303
国民年金	取 得	1,735	1,496	1,398	1,808	1,546
	喪 失	76	129	168	146	77
	変 更	320	652	673	654	475
	裁 定 請 求 等	705	546	774	689	722
	そ の 他	4,112	4,009	3,723	3,537	3,083
	計 ②	6,948	6,832	6,736	6,834	5,903
	後 期 高 齢 ③	4,903	5,233	5,310	5,670	5,587
医療助成	子 ど も	2,932	2,914	2,907	2,822	2,432
	重 度	844	779	831	809	738
	ひ と り 親	1,670	1,543	1,677	1,411	1,375
	計 ④	5,446	5,236	5,415	5,042	4,545
合 計 ①+②+③+④		31,003	30,620	30,220	31,125	30,338

(3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸籍	出 生	749	688	600	609	579
	死 亡	126	128	133	110	99
	婚 姻	233	212	198	182	185
	離 婚	235	203	192	199	191
	転 籍	354	333	288	318	333
	そ の 他 の 届	472	396	410	361	388
	不 受 理 申 出 等	24	17	28	15	15
	計 ①	2,193	1,977	1,849	1,794	1,790
住民基本台帳	転 入	2,264	2,375	2,153	2,321	2,159
	転 出	2,714	2,878	2,663	2,785	2,705
	転 居	3,514	3,481	3,319	3,342	3,239
	世 帯 主 等 変 更 届	853	820	811	815	795
	そ の 他	2,488	2,224	1,982	2,026	1,965
	計 ②	11,833	11,778	10,928	11,289	10,863
個人番号	記 載 変 更	—	—	3,333	3,561	3,541
	そ の 他	—	—	19	13	10
	計 ③	—	—	3,352	3,574	3,551
印鑑登録	新 規 登 録	3,906	3,864	3,933	3,873	3,797
	廃 止 ・ 亡 失	1,580	1,488	1,535	1,524	1,481
	計 ④	5,486	5,352	5,468	5,397	5,278
埋火葬許可	死 体	125	118	132	110	99
	死 胎	15	18	23	14	9
	計 ⑤	140	136	155	124	108
その他諸届出	出 稼 労 働 者 手 帳 交 付	10	8	4	2	5
	母 子 健 康 手 帳 交 付 受 付	585	311	112	76	66
	児 童 ・ 生 徒 転 入 学 届 出 指 定 受 付	58	68	66	60	50
	計 ⑥	653	387	182	138	121
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		20,305	19,630	21,934	22,316	21,711

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸 籍	戸 籍 謄 本	12,249	11,964	11,479	11,398	11,295
	戸 籍 抄 本	3,159	3,093	2,650	2,673	2,667
	除 籍 謄 本	4,993	4,989	4,710	4,402	4,842
	除 籍 抄 本	47	60	43	33	40
	記載事項証明	12	9	4	5	8
	受理証明	118	113	118	113	98
	計 ①	20,578	20,228	19,004	18,624	18,950
住 民 基 本 台 帳	住 民 票	51,265	51,191	51,038	50,458	49,166
	住 民 票 (広域交付)	44	53	66	59	45
	戸籍の附票	1,159	1,209	1,175	1,087	1,174
	記載事項証明	385	418	479	575	537
	住基カード	422	218	—	—	—
	計 ②	53,275	53,089	52,758	52,179	50,922
個 人 番 号	通知カード	—	82	659	571	574
	個人番号カード	—	0	5	13	19
	計 ③	—	82	664	584	593
印 鑑 登 録	印 鑑 証 明	30,606	29,103	28,747	28,100	27,636
	印鑑登録証再交付	1,142	1,076	1,103	1,124	1,074
	計 ④	31,748	30,179	29,850	29,224	28,710
そ の 他 諸 証 明	身 分 証 明	895	881	931	1,041	855
	不 在	69	64	66	53	55
	年 金	398	355	306	290	238
	そ の 他	32	33	36	44	65
	計 ⑤	1,394	1,333	1,339	1,428	1,213
公 的 年 金 等 (無 料)	公 的 年 金	66	27	27	27	17
	出 稼 手 帳	13	8	4	2	5
	通知カード	—	10	5	12	16
	個人番号カード	—	2,179	6,123	1,247	964
	出産育児一時金	3	3	5	6	8
	労基法57,111条関係	18	37	29	25	38
	計 ⑥	100	2,264	6,193	1,319	1,048
住居表示証明⑦	65	70	55	53	64	
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	107,160	107,245	109,863	103,411	101,500	

(注) 除籍謄(抄)本は、平成19年3月3日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い、平成改製原戸籍を含む

市 民 部 の 概 要
(令和元年度(2019年度)版)

令和元年9月発行

編集・発行 函館市市民部市民・男女共同参画課
函館市東雲町4番13号
電話 (0138)21-3131